

平成29年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

H30.5.29

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
H29.10.10	訂正	本編	I-2-①-2	③ 隠岐地区の単価決定について	記載の一部削除	1
H29.10.10	訂正	本編	I-2-②-7	(2) 共通仮設費率の補正	連番の修正	1
H29.10.10	訂正	本編	I-2-②-27	2-5 安全費 (2) 積算方法	語句の修正	2
H29.10.10	訂正	本編	I-2-②-29	2-7 技術管理費 (2) 積算方法	記載の追加	2
H29.10.10	訂正	本編	I-2-②-31	2-8 営繕費 2)	語句の修正	3
H29.10.10	訂正	本編	I-2-②-34	(3) 現場管理費率の補正	連番の修正	3
H29.10.10	訂正	本編	IV-7	第4章 共同溝工 [3] 独自基準② 電線共同溝工 (C・C・BOX)	記載の削除	3
H29.11.29	訂正	本編	I-2-②-15	仮設材運搬費 (鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等) 1式当たり単価表	施工歩掛コード番号の修正	4
H29.11.29	改定	本編	I-2-②-13	貨物自動車運搬費 1台当たり単価表	施工歩掛コードの改定 (改善)	5、6
H29.11.29	改定	本編	I-2-②-20	(1) 重建設機械分解組立輸送 1回当り単価表 注釈6	注釈6参照コードの改定	6
H29.11.29	改定	本編	11-14	港湾・漁港漁場整備共通 [3] 独自基準 第3章 基地港別最大作業船	グラブ浚渫船規格の改定	7
H30.2.27	訂正	本編	I-4-①-2	第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について 2 共通仮設費の調整計算の方法	記載の追加	8、9
H30.2.27	改定	本編	11-14	港湾・漁港漁場整備共通 [3] 独自基準 第4章 就業時間別の船員供用係数	就業時間別の船員供用係数 (β) の改定	10
H30.3.30	改定	本編	I-2-①-1	①材料費 (2) 価格	物価資料をweb版に改定	11
H30.3.30	改定	本編	I-2-②-26	2-4 事業損失防止施設費 (3) 工事施工に係る損害調査について	記載の追加	11
H30.3.30	改定	本編	I-2-②-29	2-7 技術管理費 (2) 積算方法	記載の追加	12
H30.3.30	訂正	本編	I-14-③-1	第14章 その他 ③工期日数及び水替日数	記載の追加	13
H30.3.30	改定	本編	I-15-④-1	第15章 請負工事機械経費積算要領 ④建設機械等賃料積算基準	長期割引単価の取り扱いについて改定	14
H30.3.30	改定	本編	II-11	第4章 コンクリート工 ① コンクリート工	一般的な鉄筋コンクリート構造物におけるスラブ 値の改定	15

★重要事項は朱書きしておりますので要確認ください。

平成29年度 建設工事積算基準 一部改定・訂正一覧表

H30.5.29

通知日	種別 改定 訂正	基準書該当箇所			変更情報	
		種別 本編 別冊	基準書 ページ	章・節・項等の名称	変更内容	対照表 ページ
H30.3.30	改定	本編	VI-3	第2章 市場単価	適用基準の改定 区画線工【溶剤型ペイント式 (手動)】記載箇所変更	16
H30.3.30	改定	本編	VI-13	第3章 土木工事標準単価	掲載工種の追加	17
H30.3.30	改定	本編	VI-14	第3章 土木工事標準単価	掲載工種の追加 区画線工【溶剤型ペイント式 (手動)】の記載	18
H30.3.30	改定	本編	VI-15	第3章 土木工事標準単価	区画線工【溶剤型ペイント式 (手動)】の記載	19
H30.3.30	改定	本編	VI-16	第3章 土木工事標準単価	〃	20
H30.3.30	改定	本編	VI-17	第3章 土木工事標準単価	⑤コンクリートブロック積工 3.適用にあたっての留意事項の 追記	21
H30.3.30	改定	本編	13-32	第4章 コンクリート工	一般的な鉄筋コンクリート構造物にお けるスラブ 値の改定	22
H30.3.30	改定	本編	14-28	第1編 共通工 第3 コンクリート 3-2 型枠工	ヒノキ合板型枠歩掛における諸 雑費率の改定	23
H30.4.26	改定	本編	I-3-①-2	第1編 総則 第3章 一般管理費等及 び消費税相当額	一般管理費等率の改定	24
H30.4.26	訂正	本編	I-15-④-1	第1編 総則 第15章 請負工事機械 経費積算要領 ④建設機械等賃料積算 基準	対象機械の削除 語句の訂正	25
H30.4.26	改定	本編	13-11	第1章 総則 [3] 独自基準 ②工事 費の積算 2)現場管理費 別表5	現場管理費率の改定	26
H30.5.29	訂正	本編	11-2	第11-1編 港湾 第2章 3節一般管理 費等の算定	一般管理費等率の訂正	27
H30.5.29	訂正	本編	11-6	第11-2編 漁港漁場整備 第2章 3節 一般管理費等の算定	一般管理費等率の訂正	28

★重要事項は朱書きしておりますので要確認ください。

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成29年10月10日

ページ	誤	正																																																																										
<p>P.I-2-①-2 第I編 総則 第2章 工事費の積算</p>	<p>③ 隠岐地区の単価決定について (平成29年4月1日以降適用) 削除 a. 物価資料により算出した価格に、海上輸送費を加算すること。 b. 加算方法については、次式による。 「隠岐地区単価」＝「物価資料算出価格」＋「資材質量」×「単位質量当たりの海上輸送費」 c. 「単位質量当たりの海上輸送費」は、「建設工事積算基準第15編(単価)」に掲載のある資材(当該資材の掲載が無い場合は、類似資材とする。)の単位質量当たりの海上輸送費により決定する。 d. 「隠岐地区単価」の有効桁数は「物価資料算出価格」と同じとし、有効桁数以外の端数は切り捨てとする。</p>	<p>③ 隠岐地区の単価決定について a. 物価資料により算出した価格に、海上輸送費を加算すること。 b. 加算方法については、次式による。 「隠岐地区単価」＝「物価資料算出価格」＋「資材質量」×「単位質量当たりの海上輸送費」 c. 「単位質量当たりの海上輸送費」は、「建設工事積算基準第15編(単価)」に掲載のある資材(当該資材の掲載が無い場合は、類似資材とする。)の単位質量当たりの海上輸送費により決定する。 d. 「隠岐地区単価」の有効桁数は「物価資料算出価格」と同じとし、有効桁数以外の端数は切り捨てとする。</p>																																																																										
<p>P.I-2-②-7 第I編 総則 第2章 工事費の積算 (2) 共通仮設費率の補正</p>	<p>(2) 共通仮設費率の補正 1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表~第4表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" data-bbox="623 871 1528 1354"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地(DID補正)(1)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5">1.3</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td></td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部) これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>ハ) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分)＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表~第4表)による。 なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>二) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	離島	全ての工種(※)		1.3	5	<p>(2) 共通仮設費率の補正 1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表~第4表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" data-bbox="1721 871 2656 1354"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地(DID補正)(1)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5">1.3</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)(2)</td> <td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td></td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。 (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。(松江市、出雲市、益田市、浜田市、安来市の一部) これに準ずる地区とは、総務省が規定する「準人口集中地区」をいう。 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>ロ) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分)＝対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表~第4表)による。 なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>ハ) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正值が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	離島	全ての工種(※)		1.3	5
適用条件			補正係数	適用優先																																																																								
施工地域区分	工種区分	対象																																																																										
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1																																																																								
	電線共同溝工事																																																																											
	道路維持工事																																																																											
	舗装工事																																																																											
	橋梁保全工事																																																																											
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																																								
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3																																																																								
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4																																																																								
離島	全ての工種(※)		1.3	5																																																																								
適用条件			補正係数	適用優先																																																																								
施工地域区分	工種区分	対象																																																																										
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1																																																																								
	電線共同溝工事																																																																											
	道路維持工事																																																																											
	舗装工事																																																																											
	橋梁保全工事																																																																											
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																																																								
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3																																																																								
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4																																																																								
離島	全ての工種(※)		1.3	5																																																																								

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成29年10月10日

ページ	誤	正
<p>P. I -2-②-27 第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 2-5 安全費 (2) 積算方法</p>	<p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第 9 章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用 ⑧ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 	<p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事中連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第 9 章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ 成形板等の飛散しにくい建材の解体作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用 ⑧ その他、現場条件等により積み上げを要する費用
<p>P. I -2-②-29 第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 2-7 技術管理費 (2) 積算方法</p>	<p>(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1)、2)、3)のうち下記項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用 ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用 ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用 ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 ⑧ P C 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑨ トンネル工（N A T M）の計測 A に要する費用 ⑩ 塗装膜厚施工管理に要する費用 ⑪ 溶接試験における放射線透過試験に要する費用 ⑫ 施工管理で使用する O A 機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） ⑬ 品質証明に係る費用（品質証明費） <p>上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(イ) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>なお、測量・調査・試験等の費用を計上する場合は、その業務の内容に応じた諸経費等を計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。</p> <p>(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（N A T M）の計測 B に要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 <p>(ニ) 成形板等の飛散しにくい建材への石綿の使用の有無を分析によって調査する費用</p> <p>(ホ) I C T 建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検、システム初期費、3次元設計データの作成費用 <p>(ヘ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニ、ホ、<u>ヘ</u>に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p> <p style="text-align: center; color: red;">削除</p>	<p>(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の 1)、2)、3)のうち下記項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 品質管理基準に記載されている試験項目（必須・その他）に要する費用 ② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等に要する費用 ⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用 ⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 ⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 ⑧ <u>非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用</u> ⑨ <u>微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用</u> ⑩ P C 上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑪ トンネル工（N A T M）の計測 A に要する費用 ⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用 ⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用（現場溶接部の検査費用を含む） ⑭ 施工管理で使用する O A 機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） ⑮ 品質証明に係る費用（品質証明費） ⑯ <u>建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</u> <p>上記以外で積上げする項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(イ) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>なお、測量・調査・試験等の費用を計上する場合は、その業務の内容に応じた諸経費等を計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。</p> <p>(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（N A T M）の計測 B に要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 <p>(ニ) 成形板等の飛散しにくい建材への石綿の使用の有無を分析によって調査する費用</p> <p>(ホ) I C T 建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・<u>3次元起工測量</u>、3次元設計データの作成費用 <p>(ヘ) その他、前記イ、ロ、ハ、ニ、ホに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成29年10月10日

ページ	誤	正
<p>P.I-2-②-31 第I編 総則 第2章 工事費の積算 2-8 営繕費 2)</p>	<p>2) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用とし、積算方法は「第9章土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による。</p>	<p>2) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用とし、積算方法は「第9章土木請負工事における現場環境改善費の積算」による。</p>
<p>P.I-2-②-34 第I編 総則 第2章 工事費の積算 (3) 現場管理費率の補正</p>	<p>4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	<p>2) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>
<p>P.IV-7 第IV編 道路 第2章 工事費の積算 第4章 共同溝工 [3] 独自基準② 電線共同溝工 (C・C・BOX)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 共同溝工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第IV編 道路 第4章 共同溝工 / ①共同溝工～④観測井戸設置工による。</p> <p>[2] 運用基準 なし</p> <p>[3] 独自基準 ② 電線共同溝工(C・C・BOX) 削除 1. 適用範囲 1-2 適用出来ない範囲 に以下を追記する。 1-2-2 管路材設置 (2) 共用FA方式により管路材(ボディ管、さや管、FA管)を設置する場合</p> <p>③ 情報ボックス工 1. 適用範囲 に以下を追記する。 共用FA方式を含む電線共同溝工(C・C・BOX)には適用できない。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 共同溝工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第IV編 道路 第4章 共同溝工 / ①共同溝工～④観測井戸設置工による。</p> <p>[2] 運用基準 なし</p> <p>[3] 独自基準 ③ 情報ボックス工 1. 適用範囲 に以下を追記する。 共用FA方式を含む電線共同溝工(C・C・BOX)には適用できない。</p>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成29年11月29日

ページ	誤	正																																																																																				
<p>P.I-2-②-15 第I編 総則 第2章 工事費の積算 2-2 運搬費 (4) 仮設材等の運搬</p>	<p>単価表 仮設材運搬費（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）1式当たり単価表</p> <table border="1" data-bbox="1261 489 1584 525"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S1000001</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="679 531 1584 823"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物自動車運搬費</td> <td></td> <td>回</td> <td>1</td> <td>割増料金込み</td> </tr> <tr> <td>その他諸料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>片道運賃計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>往復運賃計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積み込み・取卸し費</td> <td></td> <td>t</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計（1式当たり）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ol data-bbox="667 829 1670 982" style="list-style-type: none"> 1. その他諸料金は自動車航送船利用料等である。なお、有料道路利用料は、別途計上し、諸経費の取扱いに留意する。 2. 積み込み・取卸し費は本コードに含まれている。 3. 深夜早朝割増については、「製品長12m以内」に限り計上する。 4. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。 	施工歩掛コード	S1000001	名称	規格	単位	数量	摘要	貨物自動車運搬費		回	1	割増料金込み	その他諸料金		式	1		片道運賃計					往復運賃計					積み込み・取卸し費		t			諸雑費					計（1式当たり）					<p>単価表 仮設材運搬費（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）1式当たり単価表</p> <table border="1" data-bbox="2359 489 2683 525"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S1000007</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1783 531 2683 814"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本運賃</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬期割増</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜早朝割増</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他諸料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>往復</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>条件L「01」選択時</td> </tr> <tr> <td>積み込み、取卸しに要する費用</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計（1式当たり）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ol data-bbox="1771 821 2775 968" style="list-style-type: none"> 1. その他諸料金は有料道路利用料、自動車航送船利用料等である。 2. 積み込み・取卸し費は本コードに含まれている。 3. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。 4. その他の諸料金を計上する場合は、消費税相当額を控除し、端数については、小数点以下切捨し整数止めとする。 	施工歩掛コード	S1000007	名称	規格	単位	数量	摘要	基本運賃		式	1		冬期割増		式	1		深夜早朝割増		式	1		その他諸料金		式	1		往復				条件L「01」選択時	積み込み、取卸しに要する費用		式	1		計（1式当たり）				
施工歩掛コード	S1000001																																																																																					
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																		
貨物自動車運搬費		回	1	割増料金込み																																																																																		
その他諸料金		式	1																																																																																			
片道運賃計																																																																																						
往復運賃計																																																																																						
積み込み・取卸し費		t																																																																																				
諸雑費																																																																																						
計（1式当たり）																																																																																						
施工歩掛コード	S1000007																																																																																					
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																		
基本運賃		式	1																																																																																			
冬期割増		式	1																																																																																			
深夜早朝割増		式	1																																																																																			
その他諸料金		式	1																																																																																			
往復				条件L「01」選択時																																																																																		
積み込み、取卸しに要する費用		式	1																																																																																			
計（1式当たり）																																																																																						

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成29年11月29日

ページ	改定前 (平成29年11月30日まで)	改定後 (平成29年12月1日以降)																																																																																																																								
P.I-2-②-13 第I編 総則 第2章 工事費の積算 2-2 運搬費 (3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬	表3.2 建設機械運搬方法	表3.2 建設機械運搬方法																																																																																																																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>機械質量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除雪ドーザ(クローラ型) (普通)</td> <td>21t</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>21.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅴ_L・Ⅵ_L・Ⅱ_w・Ⅲ_w・Ⅳ_w型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載)</td> <td>吹付範囲半径7m級・吐出量8~22m³級</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	機械質量 (t)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00		除雪ドーザ(クローラ型) (普通)	21t			R	21.90		スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _w ・Ⅲ _w ・Ⅳ _w 型用			R	37.90		コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・吐出量8~22m ³ 級			R	22.00		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 名</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">自 走</th> <th colspan="2">車 載</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>速度 (km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>機械質量 (t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>除雪ドーザ(クローラ型) (普通)</td> <td>21t</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>21.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅴ_L・Ⅵ_L・Ⅱ_w・Ⅲ_w・Ⅳ_w型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載)</td> <td>吹付範囲半径7m級・吐出量8~22m³級</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考	速度 (km/h)	労務	車種	機械質量 (t)	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00		除雪ドーザ(クローラ型) (普通)	21t			R	21.90		スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _w ・Ⅲ _w ・Ⅳ _w 型用			R	37.90		コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・吐出量8~22m ³ 級			R	22.00	
	機 械 名			規 格	自 走		車 載		備 考																																																																																																																	
		速度 (km/h)	労務		車種	機械質量 (t)																																																																																																																				
	路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00																																																																																																																				
	除雪ドーザ(クローラ型) (普通)	21t			R	21.90																																																																																																																				
	スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50																																																																																																																				
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																				
	油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																				
	油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _w ・Ⅲ _w ・Ⅳ _w 型用			R	37.90																																																																																																																				
コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・吐出量8~22m ³ 級			R	22.00																																																																																																																					
機 械 名	規 格	自 走		車 載		備 考																																																																																																																				
		速度 (km/h)	労務	車種	機械質量 (t)																																																																																																																					
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m			R	29.00																																																																																																																					
除雪ドーザ(クローラ型) (普通)	21t			R	21.90																																																																																																																					
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	23.50																																																																																																																					
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																					
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																					
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ _L ・Ⅵ _L ・Ⅱ _w ・Ⅲ _w ・Ⅳ _w 型用			R	37.90																																																																																																																					
コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・吐出量8~22m ³ 級			R	22.00																																																																																																																					
(注) 1. 貨物自動車による運搬は、SSMN8100 で計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。		(注) 1. 貨物自動車による運搬は、SSMN8100 (平成29年11月30日まで適用) 及び S1000003 (平成29年12月1日以降適用) で計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。																																																																																																																								
単価表 貨物自動車運搬費 1台あたり単価表		(平成29年11月30日まで適用) 単価表 貨物自動車運搬費 1台あたり単価表																																																																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 50%;">SSMN8100</td> </tr> </table>		施工歩掛コード	SSMN8100	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">施工歩掛コード</td> <td style="width: 50%;">SSMN8100</td> </tr> </table>		施工歩掛コード	SSMN8100																																																																																																																			
施工歩掛コード	SSMN8100																																																																																																																									
施工歩掛コード	SSMN8100																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理済</td> </tr> <tr> <td>悪路割増区間基本運賃料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理済</td> </tr> <tr> <td>冬期割増区間基本運賃料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理済</td> </tr> <tr> <td>地区割増料</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理済</td> </tr> <tr> <td>片道運賃計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>往復運賃計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>片道運賃×2</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(1台あたり)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	規格	単位	数量	摘要	基本料金		式	1	端数処理済	悪路割増区間基本運賃料金		式	1	端数処理済	冬期割増区間基本運賃料金		式	1	端数処理済	地区割増料		式	1	端数処理済	片道運賃計					往復運賃計				片道運賃×2	諸雑費					計(1台あたり)					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理済</td> </tr> <tr> <td>悪路割増区間基本運賃料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理済</td> </tr> <tr> <td>冬期割増区間基本運賃料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理済</td> </tr> <tr> <td>地区割増料</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理済</td> </tr> <tr> <td>片道運賃計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>往復運賃計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>片道運賃×2</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(1台あたり)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	規格	単位	数量	摘要	基本料金		式	1	端数処理済	悪路割増区間基本運賃料金		式	1	端数処理済	冬期割増区間基本運賃料金		式	1	端数処理済	地区割増料		式	1	端数処理済	片道運賃計					往復運賃計				片道運賃×2	諸雑費					計(1台あたり)																																	
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																																						
基本料金		式	1	端数処理済																																																																																																																						
悪路割増区間基本運賃料金		式	1	端数処理済																																																																																																																						
冬期割増区間基本運賃料金		式	1	端数処理済																																																																																																																						
地区割増料		式	1	端数処理済																																																																																																																						
片道運賃計																																																																																																																										
往復運賃計				片道運賃×2																																																																																																																						
諸雑費																																																																																																																										
計(1台あたり)																																																																																																																										
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																																						
基本料金		式	1	端数処理済																																																																																																																						
悪路割増区間基本運賃料金		式	1	端数処理済																																																																																																																						
冬期割増区間基本運賃料金		式	1	端数処理済																																																																																																																						
地区割増料		式	1	端数処理済																																																																																																																						
片道運賃計																																																																																																																										
往復運賃計				片道運賃×2																																																																																																																						
諸雑費																																																																																																																										
計(1台あたり)																																																																																																																										
1. 単体重量で38t以下の貨物運搬に適用する。 2. 重建設機械分解組立 (S8117) を使用するものについては、適用しない。 3. その他の諸料金 (荷役機械使用料、自動車航送船使用料、有料道路利用料等) は、別途計上すること。 なお、有料道路利用料を計上する場合は、諸経費の取扱いに留意する。 4. 往路、復路で運搬路が異なる場合は、個別に計上する。 5. その他の諸料金を計上する場合は、消費税相当額を控除し、端数については、小数点以下切捨し整数止めとする。		1. 単体重量で38t以下の貨物運搬に適用する。 2. 重建設機械分解組立 (S8117) を使用するものについては、適用しない。 3. その他の諸料金 (荷役機械使用料、自動車航送船使用料、有料道路利用料等) は、別途計上すること。 なお、有料道路利用料を計上する場合は、諸経費の取扱いに留意する。 4. 往路、復路で運搬路が異なる場合は、個別に計上する。 5. その他の諸料金を計上する場合は、消費税相当額を控除し、端数については、小数点以下切捨し整数止めとする。																																																																																																																								

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成29年11月29日

ページ	改定前 (平成29年11月30日まで)	改定後 (平成29年12月1日以降)																																																																						
<p>P.I-2-②-13 第I編 総則 第2章 工事費の積算 2-2 運搬費</p> <p>(3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p>		<p>(平成29年12月1日以降適用)</p> <p>単価表 貨物自動車運搬費1回当たり単価表</p> <table border="1" data-bbox="1774 506 2635 919"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>施工歩掛コード</td> <td colspan="2">S1000003</td> </tr> <tr> <td>距離制運賃料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特大品割増 (C1)</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>悪路割増 (C2)</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬期割増 (C3)</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜早朝割増 (C4)</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区割増料</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬される建設機械の運搬中の損料</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>往復</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他諸料金</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 (1回当たり)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>1. 表3. 2建設機械運搬方法に記載のある建設機械の貨物運搬に適用する。 2. 重建設機械分解組立 (S8117) を使用するものについては、適用しない。 3. その他諸料金は荷役機械使用料、有料道路利用料、自動車航送船利用料等である。 4. その他の諸料金を計上する場合は、消費税相当額を控除し、端数については、小数点以下切捨し整数止めとする。</p>			施工歩掛コード	S1000003		距離制運賃料金		式	1		特大品割増 (C1)		式	1		悪路割増 (C2)		式	1		冬期割増 (C3)		式	1		深夜早朝割増 (C4)		式	1		地区割増料		式	1		運搬される建設機械の運搬中の損料		式	1		往復					その他諸料金		式	1		計 (1回当たり)																			
		施工歩掛コード	S1000003																																																																					
距離制運賃料金		式	1																																																																					
特大品割増 (C1)		式	1																																																																					
悪路割増 (C2)		式	1																																																																					
冬期割増 (C3)		式	1																																																																					
深夜早朝割増 (C4)		式	1																																																																					
地区割増料		式	1																																																																					
運搬される建設機械の運搬中の損料		式	1																																																																					
往復																																																																								
その他諸料金		式	1																																																																					
計 (1回当たり)																																																																								
<p>P.I-2-②-20 第I編 総則 第2章 工事費の積算 2-2 運搬費</p> <p>(5) 重建設機械分解・組立</p>	<p>4) 単価表</p> <p>(1) 重建設機械分解組立輸送1回当たり単価表</p> <table border="1" data-bbox="649 1205 1564 1451"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>施工歩掛コード</td> <td colspan="2">S8115</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表5.3</td> </tr> <tr> <td>分解組立用クレーン</td> <td></td> <td>日 (h)</td> <td></td> <td>表5.2、5.3</td> </tr> <tr> <td>運搬費等</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表5.3</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>1. 分解組立される建設機械が賃料適用及び損料適用にかかわらず適用出来る。 2. 運搬割増 (特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等) 及び他諸料金 (有料道路利用料等) の有無にかかわらず適用出来る。ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。 3. クローラクレーン系については、中間ブームの有無にかかわらず適用出来る。 4. オールケーシング掘削機 (据置式) の分解組立用クレーン (油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型60～65t吊) と本体工事で使用するクローラクレーン (油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型60～65 t吊) は兼用するものとし、分解組立輸送費を1回計上すること。 5. 輸送を伴わないものについては、S8117 にて積算すること。 6. コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載) [吹付範囲半径7m級・吐出量8～22m³級] については分解組立を要しないことから、輸送費はSSMN8100にて積算すること</p>			施工歩掛コード	S8115		名称	規格	単位	数量	摘要	特殊作業員		人		表5.3	分解組立用クレーン		日 (h)		表5.2、5.3	運搬費等		式	1	表5.3	諸雑費		〃	1		計					<p>4) 単価表</p> <p>(1) 重建設機械分解組立輸送1回当たり単価表</p> <table border="1" data-bbox="1762 1205 2659 1451"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>施工歩掛コード</td> <td colspan="2">S8115</td> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表5.3</td> </tr> <tr> <td>分解組立用クレーン</td> <td></td> <td>日 (h)</td> <td></td> <td>表5.2、5.3</td> </tr> <tr> <td>運搬費等</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表5.3</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>1. 分解組立される建設機械が賃料適用及び損料適用にかかわらず適用出来る。 2. 運搬割増 (特大品、悪路、冬期、深夜早朝、地区等) 及び他諸料金 (有料道路利用料等) の有無にかかわらず適用出来る。ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。 3. クローラクレーン系については、中間ブームの有無にかかわらず適用出来る。 4. オールケーシング掘削機 (据置式) の分解組立用クレーン (油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型60～65t吊) と本体工事で使用するクローラクレーン (油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型60～65 t吊) は兼用するものとし、分解組立輸送費を1回計上すること。 5. 輸送を伴わないものについては、S8117 にて積算すること。 6. コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット一体・エアコンプレッサ搭載) [吹付範囲半径7m級・吐出量8～22m³級] については分解組立を要しないことから、輸送費はSSMN8100 (平成29年11月30日まで適用) 及びS1000003 (平成29年12月1日以降適用) にて積算すること</p>			施工歩掛コード	S8115		名称	規格	単位	数量	摘要	特殊作業員		人		表5.3	分解組立用クレーン		日 (h)		表5.2、5.3	運搬費等		式	1	表5.3	諸雑費		〃	1		計				
		施工歩掛コード	S8115																																																																					
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																				
特殊作業員		人		表5.3																																																																				
分解組立用クレーン		日 (h)		表5.2、5.3																																																																				
運搬費等		式	1	表5.3																																																																				
諸雑費		〃	1																																																																					
計																																																																								
		施工歩掛コード	S8115																																																																					
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																				
特殊作業員		人		表5.3																																																																				
分解組立用クレーン		日 (h)		表5.2、5.3																																																																				
運搬費等		式	1	表5.3																																																																				
諸雑費		〃	1																																																																					
計																																																																								

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成29年11月29日

ページ	改定前 (平成29年11月30日まで)	改定後 (平成29年12月1日以降)																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>P.11-14 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [3] 独自基準 第3章 基地港別最大作業船</p>	<p>表-1 基地港別最大作業船一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業船 基地港</th> <th>普通 グラブ 浚渫船</th> <th>地盤 用 引船</th> <th>クレーン 付台船</th> <th>旋回式 起重機船</th> <th>土運 船台</th> <th>ケーソン 製作 船</th> <th>コンクリート ミキサー船</th> <th>バックホウ 浚渫船</th> </tr> <tr> <th></th> <th>m³</th> <th></th> <th>t吊</th> <th>t吊</th> <th>m³</th> <th>t</th> <th>m³</th> <th>m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境港</td> <td>5.5</td> <td>1,600</td> <td>88</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>安来</td> <td>5.0</td> <td>1,660</td> <td>-</td> <td>120</td> <td>[140]×2 [500]</td> <td>900</td> <td>-</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>加賀</td> <td>(5.0)</td> <td>720</td> <td>18</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>恵曇</td> <td>2.5</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>46</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>河下</td> <td>(5.0)</td> <td>550</td> <td>-</td> <td>132</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>田儀</td> <td>(2.5)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>浜田</td> <td>1.5</td> <td>1,000</td> <td>55</td> <td>[350]</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>[DD3500] [DD2500]</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>益田</td> <td>(5.0)</td> <td>1,600</td> <td>-</td> <td>150</td> <td>-</td> <td>500</td> <td>-</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>西郷</td> <td>(5.0)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>1,200</td> <td>[FD3200]</td> <td>[1.0] 1.2</td> </tr> <tr> <td>諏訪</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>美田</td> <td>2.5^{*7}</td> <td>900^{*7}</td> <td>-</td> <td>155^{*7}</td> <td>-</td> <td>200^{*7}</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>別府</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。 2. グラブ浚渫船の()書きについては、在港する旋回式起重機船のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ浚渫船が在港するとみなしたものである。 3. ガット船について、3.0m³・850m³積までは、回航・えい航費を計上しないものとする。 4. []書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。 5. 自航揚錨船については、各基地港に全機種在港している。 6. 県内回航・えい航の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。 7. 美田港の船舶については、グラブ浚渫船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能</p>	作業船 基地港	普通 グラブ 浚渫船	地盤 用 引船	クレーン 付台船	旋回式 起重機船	土運 船台	ケーソン 製作 船	コンクリート ミキサー船	バックホウ 浚渫船		m ³		t吊	t吊	m ³	t	m ³	m ³	境港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	2.5	安来	5.0	1,660	-	120	[140]×2 [500]	900	-	2.0	加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	恵曇	2.5	1,000	-	46	-	-	-	-	河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	浜田	1.5	1,000	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	1.2	益田	(5.0)	1,600	-	150	-	500	-	2.0	西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0] 1.2	諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	美田	2.5 ^{*7}	900 ^{*7}	-	155 ^{*7}	-	200 ^{*7}	-	-	別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	<p>表-1 基地港別最大作業船一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業船 基地港</th> <th>普通 グラブ 浚渫船</th> <th>地盤 用 引船</th> <th>クレーン 付台船</th> <th>旋回式 起重機船</th> <th>土運 船台</th> <th>ケーソン 製作 船</th> <th>コンクリート ミキサー船</th> <th>バックホウ 浚渫船</th> </tr> <tr> <th></th> <th>m³</th> <th></th> <th>t吊</th> <th>t吊</th> <th>m³</th> <th>t</th> <th>m³</th> <th>m³</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境港</td> <td>5.5</td> <td>1,600</td> <td>88</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>800</td> <td>-</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>安来</td> <td>5.0</td> <td>1,660</td> <td>-</td> <td>120</td> <td>[140]×2 [500]</td> <td>900</td> <td>-</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>加賀</td> <td>(5.0)</td> <td>720</td> <td>18</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>恵曇</td> <td><u>2.5</u> (平成29年11月30日まで適用) <u>3</u> (平成29年12月1日から適用)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>46</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>河下</td> <td>(5.0)</td> <td>550</td> <td>-</td> <td>132</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>田儀</td> <td>(2.5)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>浜田</td> <td>1.5</td> <td>1,000</td> <td>55</td> <td>[350]</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>[DD3500] [DD2500]</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>益田</td> <td>(5.0)</td> <td>1,600</td> <td>-</td> <td>150</td> <td>-</td> <td>500</td> <td>-</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>西郷</td> <td>(5.0)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>1,200</td> <td>[FD3200]</td> <td>[1.0] 1.2</td> </tr> <tr> <td>諏訪</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>美田</td> <td>2.5^{*7}</td> <td>900^{*7}</td> <td>-</td> <td>155^{*7}</td> <td>-</td> <td>200^{*7}</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>別府</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. この表によりがたい作業船は下関港を基地港とできる。 2. グラブ浚渫船の()書きについては、在港する旋回式起重機船のうち、グラブ装着可能な機能を有した兼用船であって、装着可能なグラブの規格に応じたグラブ浚渫船が在港するとみなしたものである。 3. ガット船について、3.0m³・850m³積までは、回航・えい航費を計上しないものとする。 4. []書きにより記載してある規格の船舶については、非汎用船であり、稼働状況を確認の上選定すること。 5. 自航揚錨船については、各基地港に全機種在港している。 6. 県内回航・えい航の場合、非航旋回式起重機船、非航固定式起重機船、クレーン付台船は同一機種とみなし、必要最大規格を計上する。大規模工事については別途考慮する。 7. 美田港の船舶については、グラブ浚渫船、引船、起重機船は島前・島後、台船は島前でのみ使用可能</p>	作業船 基地港	普通 グラブ 浚渫船	地盤 用 引船	クレーン 付台船	旋回式 起重機船	土運 船台	ケーソン 製作 船	コンクリート ミキサー船	バックホウ 浚渫船		m ³		t吊	t吊	m ³	t	m ³	m ³	境港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	2.5	安来	5.0	1,660	-	120	[140]×2 [500]	900	-	2.0	加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	恵曇	<u>2.5</u> (平成29年11月30日まで適用) <u>3</u> (平成29年12月1日から適用)	1,000	-	46	-	-	-	-	河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	浜田	1.5	1,000	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	1.2	益田	(5.0)	1,600	-	150	-	500	-	2.0	西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0] 1.2	諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	美田	2.5 ^{*7}	900 ^{*7}	-	155 ^{*7}	-	200 ^{*7}	-	-	別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-
作業船 基地港	普通 グラブ 浚渫船	地盤 用 引船	クレーン 付台船	旋回式 起重機船	土運 船台	ケーソン 製作 船	コンクリート ミキサー船	バックホウ 浚渫船																																																																																																																																																																																																																																																						
	m ³		t吊	t吊	m ³	t	m ³	m ³																																																																																																																																																																																																																																																						
境港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	2.5																																																																																																																																																																																																																																																						
安来	5.0	1,660	-	120	[140]×2 [500]	900	-	2.0																																																																																																																																																																																																																																																						
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
恵曇	2.5	1,000	-	46	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
浜田	1.5	1,000	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	1.2																																																																																																																																																																																																																																																						
益田	(5.0)	1,600	-	150	-	500	-	2.0																																																																																																																																																																																																																																																						
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0] 1.2																																																																																																																																																																																																																																																						
諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
美田	2.5 ^{*7}	900 ^{*7}	-	155 ^{*7}	-	200 ^{*7}	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
作業船 基地港	普通 グラブ 浚渫船	地盤 用 引船	クレーン 付台船	旋回式 起重機船	土運 船台	ケーソン 製作 船	コンクリート ミキサー船	バックホウ 浚渫船																																																																																																																																																																																																																																																						
	m ³		t吊	t吊	m ³	t	m ³	m ³																																																																																																																																																																																																																																																						
境港	5.5	1,600	88	120	-	800	-	2.5																																																																																																																																																																																																																																																						
安来	5.0	1,660	-	120	[140]×2 [500]	900	-	2.0																																																																																																																																																																																																																																																						
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
恵曇	<u>2.5</u> (平成29年11月30日まで適用) <u>3</u> (平成29年12月1日から適用)	1,000	-	46	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
浜田	1.5	1,000	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	1.2																																																																																																																																																																																																																																																						
益田	(5.0)	1,600	-	150	-	500	-	2.0																																																																																																																																																																																																																																																						
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0] 1.2																																																																																																																																																																																																																																																						
諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
美田	2.5 ^{*7}	900 ^{*7}	-	155 ^{*7}	-	200 ^{*7}	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																						

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年2月27日

ページ	誤	正
<p>P.I-4-①-2 第I編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について</p> <p>2 共通仮設費の調整計算の方法</p>	<p>2 共通仮設費の調整計算の方法</p> <p>(1) 積上げ計算部分</p> <p>1) 運搬費 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 事業損失防止施設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>3) 安全費 実態に合わせ調整する。</p> <p>4) 技術管理費 実態に合わせ調整する。</p> <p>5) 営繕費 実態に合わせ調整する。</p> <p>6) その他の共通仮設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>(2) 率計算部分</p> <p>1) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。</p> <p>(3) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <p>1) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の共通仮設費対象額 D：合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(4) 現場環境改善費（仮設関係、安全関係、営繕関係）</p> <p>1) 積上げ計算部分 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 調整計算の方法（率計算部分）</p> <p>(イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善費の場合</p> $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事の現場環境改善費 B：現工事の対象額 D：合算工事の対象額 $\gamma 1$：Dに相当する現場環境改善費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の現場環境改善費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合 追加工事の単独計算</p>	<p>2 共通仮設費の調整計算の方法</p> <p>(1) 積上げ計算部分</p> <p>1) 運搬費 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 事業損失防止施設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>3) 安全費 実態に合わせ調整する。</p> <p>4) 技術管理費 実態に合わせ調整する。</p> <p>5) 営繕費 実態に合わせ調整する。</p> <p>6) その他の共通仮設費 実態に合わせ調整する。</p> <p>(2) 率計算部分</p> <p>1) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。</p> <p>(3) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <p>1) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の共通仮設費対象額 D：合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の対象額 C：当該追加工事の対象額 D：合算工事の対象額 $\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1}$：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（%） なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta \textcircled{1}$：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率 ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。</p> $S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$ <p>$S r \textcircled{1}$：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数 $S r \textcircled{2}$：Bに相当する現工事の工種の補正係数 $S r \textcircled{3}$：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数 なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>I-4-①-2(1)</p>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年2月27日

ページ	誤	正
<p>P.I-4-①-2 第I編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整について</p> <p>2 共通仮設費の調整計算の方法</p>		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (%) なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 $\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率 ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> </div> <p>(4) 現場環境改善費（仮設関係、安全関係、當緒関係）</p> <p>1) 積上げ計算部分 実態に合わせ調整する。</p> <p>2) 調整計算の方法（率計算部分）</p> <p>(イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善費の場合</p> $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の現場環境改善費 B : 現工事の対象額 D : 合算工事の対象額 $\gamma 1$: Dに相当する現場環境改善費率 $\gamma 2$: Bに相当する現工事の現場環境改善費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合 追加工事の単独計算</p> <p style="text-align: right;">I-4-①-2(2)</p>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年2月27日

ページ	改定前 (平成30年2月28日まで)	改定後 (平成30年3月1日以降)																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>P.11-15 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通 [3] 独自基準 第4章 就業時間別の船員供用係数</p>	<p>記載なし</p>	<p>第4章 就業時間別の船員供用係数 (平成30年2月28日まで適用) なし (平成30年3月1日以降適用)</p> <p>別表-4 就業時間別の船員供用係数 船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1" data-bbox="1774 688 2674 1123"> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 8H</th> <th colspan="2">就業時間 9H</th> <th colspan="2">就業時間 10H</th> <th colspan="2">就業時間 11H</th> </tr> <tr> <th colspan="2">[超勤時間 0H]</th> <th colspan="2">[超勤時間 1H]</th> <th colspan="2">[超勤時間 2H]</th> <th colspan="2">[超勤時間 3H]</th> </tr> <tr> <th colspan="2">[深夜時間 0H]</th> <th colspan="2">[深夜時間 0H]</th> <th colspan="2">[深夜時間 0H]</th> <th colspan="2">[深夜時間 0H]</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>種別・職別</th> <th>普通船員</th> <th>種別・職別</th> <th>普通船員</th> <th>種別・職別</th> <th>普通船員</th> <th>種別・職別</th> <th>普通船員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.31</td><td>1.32</td><td>1.42</td><td>1.43</td><td>1.53</td><td>1.55</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.41</td><td>1.42</td><td>1.52</td><td>1.53</td><td>1.63</td><td>1.65</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.56</td><td>1.57</td><td>1.67</td><td>1.68</td><td>1.78</td><td>1.80</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.71</td><td>1.72</td><td>1.82</td><td>1.83</td><td>1.93</td><td>1.95</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.81</td><td>1.82</td><td>1.92</td><td>1.93</td><td>2.03</td><td>2.05</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.92</td><td>2.02</td><td>2.03</td><td>2.13</td><td>2.15</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.06</td><td>2.07</td><td>2.17</td><td>2.18</td><td>2.28</td><td>2.30</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.26</td><td>2.27</td><td>2.37</td><td>2.38</td><td>2.48</td><td>2.50</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.51</td><td>2.52</td><td>2.62</td><td>2.63</td><td>2.73</td><td>2.75</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員供用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1" data-bbox="1774 1165 2674 1600"> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員供用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 16H</th> <th colspan="2">就業時間 18H</th> <th colspan="2">就業時間 20H</th> <th colspan="2">就業時間 22H</th> </tr> <tr> <th colspan="2">[超勤時間 0H]</th> <th colspan="2">[超勤時間 2H]</th> <th colspan="2">[超勤時間 4H]</th> <th colspan="2">[超勤時間 6H]</th> </tr> <tr> <th colspan="2">[深夜時間 1H]</th> <th colspan="2">[深夜時間 3H]</th> <th colspan="2">[深夜時間 4H]</th> <th colspan="2">[深夜時間 6H]</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>種別・職別</th> <th>普通船員</th> <th>種別・職別</th> <th>普通船員</th> <th>種別・職別</th> <th>普通船員</th> <th>種別・職別</th> <th>普通船員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td>1.46</td><td>1.48</td><td>1.59</td><td>1.62</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.45</td><td>1.56</td><td>1.58</td><td>1.69</td><td>1.72</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.59</td><td>1.60</td><td>1.71</td><td>1.73</td><td>1.84</td><td>1.87</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.75</td><td>1.86</td><td>1.88</td><td>1.99</td><td>2.02</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td>1.96</td><td>1.98</td><td>2.09</td><td>2.12</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td>2.06</td><td>2.08</td><td>2.19</td><td>2.22</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td>2.21</td><td>2.23</td><td>2.34</td><td>2.37</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.30</td><td>2.41</td><td>2.43</td><td>2.54</td><td>2.57</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.54</td><td>2.55</td><td>2.66</td><td>2.68</td><td>2.79</td><td>2.82</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 1. 別表-4における就業時間別船員供用係数(β)は、就業時間8H[超勤時間0H]深夜時間0Hの場合を除き、平成30年3月1日からの適用の割増対象賃金比をもとに算出された就業時間別船員供用係数(β)である。したがって、割増対象賃金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 2. 就業時間と超勤時間および深夜時間の関係が別表-4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員供用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。 3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p>就業時間別船員供用係数(β)の算出式</p> $\beta = \beta_0 + \frac{1}{8} \times \text{割増対象賃金比} \times (1.25 \times \text{超勤時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) \div \text{ワッチ数}$ <p>(小数3位四捨五入)</p> <p>β₀ : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員供用係数 β : 就業8時間の場合の船員供用係数 割増対象賃金比 : 労務単価に占める割増賃金の対象となる賃金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける超勤勤務時間数および深夜労働時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p>	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 8H		就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H		[超勤時間 0H]		[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]				種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員		1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.42	1.43	1.53	1.55		2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.42	1.52	1.53	1.63	1.65		3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.57	1.67	1.68	1.78	1.80		4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.72	1.82	1.83	1.93	1.95		5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.82	1.92	1.93	2.03	2.05		6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.92	2.02	2.03	2.13	2.15		7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.07	2.17	2.18	2.28	2.30		8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.27	2.37	2.38	2.48	2.50		9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.52	2.62	2.63	2.73	2.75		係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考	就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H		[超勤時間 0H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 4H]		[超勤時間 6H]		[深夜時間 1H]		[深夜時間 3H]		[深夜時間 4H]		[深夜時間 6H]				種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員		1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.46	1.48	1.59	1.62		2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.56	1.58	1.69	1.72		3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.71	1.73	1.84	1.87		4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.86	1.88	1.99	2.02		5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.96	1.98	2.09	2.12		6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.06	2.08	2.19	2.22		7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.21	2.23	2.34	2.37		8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.41	2.43	2.54	2.57		9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.66	2.68	2.79	2.82	
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		就業時間 8H			就業時間 9H		就業時間 10H		就業時間 11H																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		[超勤時間 0H]			[超勤時間 1H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 3H]																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]		[深夜時間 0H]																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	1.65	1.20	1.20	1.31	1.32	1.42	1.43	1.53	1.55																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.42	1.52	1.53	1.63	1.65																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	2.05	1.45	1.45	1.56	1.57	1.67	1.68	1.78	1.80																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.72	1.82	1.83	1.93	1.95																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.82	1.92	1.93	2.03	2.05																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.92	2.02	2.03	2.13	2.15																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.07	2.17	2.18	2.28	2.30																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.27	2.37	2.38	2.48	2.50																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	3.70	2.40	2.40	2.51	2.52	2.62	2.63	2.73	2.75																																																																																																																																																																																																																																																																																											
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員供用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		就業時間 16H		就業時間 18H		就業時間 20H		就業時間 22H																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		[超勤時間 0H]		[超勤時間 2H]		[超勤時間 4H]		[超勤時間 6H]																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		[深夜時間 1H]		[深夜時間 3H]		[深夜時間 4H]		[深夜時間 6H]																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員	種別・職別	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.46	1.48	1.59	1.62																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.56	1.58	1.69	1.72																																																																																																																																																																																																																																																																																											
3	2.05	1.46	1.46	1.59	1.60	1.71	1.73	1.84	1.87																																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.86	1.88	1.99	2.02																																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.96	1.98	2.09	2.12																																																																																																																																																																																																																																																																																											
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.06	2.08	2.19	2.22																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.21	2.23	2.34	2.37																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.41	2.43	2.54	2.57																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	3.70	2.41	2.41	2.54	2.55	2.66	2.68	2.79	2.82																																																																																																																																																																																																																																																																																											

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）
<p>P.I-2-①-1 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費 (2) 価格 2)</p>	<p>(ロ) 物価資料による場合 (イ)に定めていない単価を使用する場合は、単価の決定は、物価資料（「月刊建設物価」と「月刊積算資料」）に掲載している価格の平均値を採用する。ただし、一方の物価資料のみに掲載されているもの、及び掲載条件が著しく異なる場合は、一方の物価資料の価格を採用する。 なお、物価資料は、積算時における最新号を適用する。 注) 1. 物価資料の掲載価格には、卸売価格～小口価格があるが、原則として卸売価格、又は大口需要者価格を採用するものとする。 2. 公表価格として掲載している資材価格はメーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる価格とする。</p>	<p>(ロ) 物価資料による場合 (平成30年3月31日まで適用) (イ)に定めていない単価を使用する場合は、単価の決定は、物価資料（「月刊建設物価」と「月刊積算資料」）に掲載している価格の平均値を採用する。ただし、一方の物価資料のみに掲載されているもの、及び掲載条件が著しく異なる場合は、一方の物価資料の価格を採用する。 なお、物価資料は、積算時における最新号を適用する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(平成30年4月1日以降適用) (イ)に定めていない単価を使用する場合は、単価の決定は、物価資料（「Web建設物価」と「積算資料電子版」）に掲載している価格の平均値を採用する。ただし、一方の物価資料のみに掲載されているもの、及び掲載条件が著しく異なる場合は、一方の物価資料の価格を採用する。 なお、物価資料は、積算時における最新号を適用する。</p> </div> <p>注) 1. 物価資料の掲載価格には、卸売価格～小口価格があるが、原則として卸売価格、又は大口需要者価格を採用するものとする。 2. 公表価格として掲載している資材価格はメーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる価格とする。</p>
<p>P.I-2-②-26 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費 2-4 事業損失防止施設費 (3) 工事施工に…について</p>	<p>2-4 事業損失防止施設費 (1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用 (2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 (3) 工事施工に係る損害調査について 損害調査費を計上する場合は、特記仕様書に明記するものとし、次のとおり積算する。 なお、損害調査費等に係る間接費については業務委託積算基準に準じて計上するものとし、共通仮設費（率分）・現場管理費・一般管理費等の対象としない。 (4) 家屋調査及び費用負担の積算について 1) 家屋調査仕様書について 「用地調査等業務共通仕様書」「地盤変動影響調査算定要領（案）」を使用する。 2) 家屋調査費及び費用負担の積算について 「業務委託積算基準第6編用地調査等業務第15地盤変動影響調査等」による。</p>	<p>2-4 事業損失防止施設費 (1) 事業損失防止施設費の積算 事業損失防止施設費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用 (2) 積算方法 事業損失防止施設費の積算は、現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。 (3) 工事施工に係る損害調査について 損害調査費を計上する場合は、特記仕様書に明記するものとし、次のとおり積算する。 なお、損害調査費等に係る間接費については業務委託積算基準に準じて計上するものとし、共通仮設費（率分）・現場管理費・一般管理費等の対象としない。【積算システムでは「#0048」配下に積み上げる】 (4) 家屋調査及び費用負担の積算について 1) 家屋調査仕様書について 「用地調査等業務共通仕様書」「地盤変動影響調査算定要領（案）」を使用する。 2) 家屋調査費及び費用負担の積算について 「業務委託積算基準第6編用地調査等業務第15地盤変動影響調査等」による。</p>

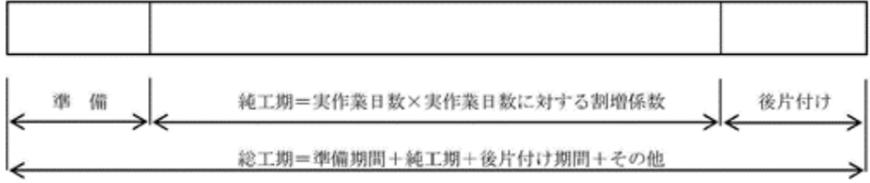
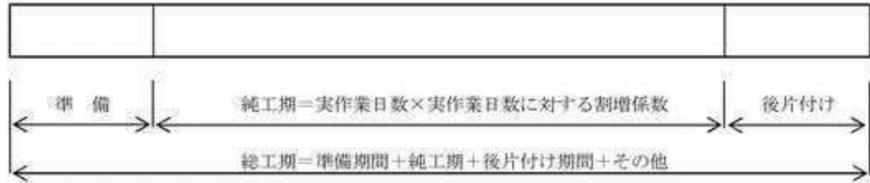
平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）
<p>P.I-2-②-29 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費 2-7 技術管理費 (2) 積算方法 (イ)</p>	<p>(イ) 特殊な品質管理に要する費用 ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 なお、測量・調査・試験等の費用を計上する場合は、その業務の内容に応じた諸経費等を計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。</p>	<p>(イ) 特殊な品質管理に要する費用 ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 なお、測量・調査・試験等の費用を計上する場合は、その業務の内容に応じた諸経費等を計上し、現場管理費及び一般管理費等の対象としない。<u>【積算システムでは「#0046」配下に積み上げる】</u></p>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	誤	正
<p>P.I-14-③-1 第I編 総則 第14章 その他 ③工期日数及び水替日数 3-1 工期日数の算定 (1) 工期の設定</p>	<p>③工期日数及び水替日数 3-1 工期日数の算定 (1) 工期の設定 工期の設定は、4週8休（完全週休2日制）として算定する。</p>  <p>実作業に対する割増係数・・・1.8（暦日/稼働日） 準備期間・・・・・・・別表1 後片付け期間・・・・・・・別表2</p> <p>①実作業日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、建設工事積算基準「第1編第14章①作業日当り標準作業量」及び「第1編第14章②市場単価の1日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、割り増し係数を乗じて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標準とする。通年行うべき保守（維持）工事等は除く。 これにより算定する場合は、これまでの同種類工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。（目安としては、実績値の-10%以上乖離した場合に確認する） 別表3に各工種の過去の工事費と工期の関係を表す算定式を示している。この算定式を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考とするとよい。</p> <p>②用地等の不確定要素のあるもの、他事業関連及び工法の変更等で工期の変更が予想される場合は、当初から施工条件を明示する。</p> <p>③出水期等の水文気象上の制約その他特別な理由で上記によりがたい場合は、別途考慮する。</p> <p>④河川、海岸、砂防、道路（舗装関係を除く）及び橋梁（上部工を除く）工事等で、対象額1億円未満の工事については、純工期を下記算定式により算出することができる。</p>	<p>③工期日数及び水替日数 3-1 工期日数の算定 (1) 工期の設定 工期の設定は、4週8休（完全週休2日制）として算定する。</p>  <p>実作業に対する割増係数・・・1.8（暦日/稼働日） 準備期間・・・・・・・別表1 後片付け期間・・・・・・・別表2</p> <p>①実作業日数の算定にあたっては、各作業の工事数量を、建設工事積算基準「第1編第14章①作業日当り標準作業量」及び「第1編第14章②市場単価の1日当り標準施工量」等に記載されている作業日当り標準作業量で除し、割り増し係数を乗じて延べ日数を算出し、施工順序を考慮して算出することを標準とする。通年行うべき保守（維持）工事等は除く。 これにより算定する場合は、これまでの同種類工事の実際にかかった工期と比べることにより、工期日数の妥当性を確認する。（目安としては、実績値の-10%以上乖離した場合に確認する） 別表3に各工種の過去の工事費と工期の関係を表す算定式を示している。この算定式を用いて算出した工期がこれまでの実績の平均日数であり、この日数を参考とするとよい。</p> <p>②用地等の不確定要素のあるもの、他事業関連及び工法の変更等で工期の変更が予想される場合は、当初から施工条件を明示する。</p> <p>③出水期等の水文気象上の制約その他特別な理由で上記によりがたい場合は、別途考慮する。</p> <p>④河川、海岸、砂防、道路（舗装関係を除く）及び橋梁（上部工を除く）工事等で、対象額1億円未満の工事については、純工期を下記算定式により算出することができる。</p> <p>⑤準備及び後片付け期間の算定にあたって、別表1、2に記載がない工種区分については、準備期間40日、後片付け期間20日をそれぞれ最低必要日数として工事内容等に合わせた設定することを基本とする。</p>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）
<p>P.I-15-④-1 第I編 総則 第15章 請負工事機械経費 積算要領 ④建設機械等賃料積算基準 4-3 建設機械賃料について 4.長期補正</p>	<p>4. 長期補正 賃料については、長期割引を行うものとする。</p>	<p>(平成30年3月31日まで適用) 4. 長期補正 賃料については、長期割引を行うものとする。</p> <p>(平成30年4月1日以降適用) 4. 単価の適用 賃料については、長期割引単価（賃貸期間が1ヶ月以上となる場合の長期割引率を適用した単価）を一律適用する。 なお、以下に示す機械賃料について、契約期間内に受注者から通常単価（長期割引率を適用しない単価）の適用について請求があった場合に、受発注者間の協議において、建設機械が1ヶ月未満の短期利用となることが確認され、勝つ積算額と実際にかかる費用に乖離があることが認められる場合、通常単価により設計変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① トラッククレーン ② ラフテレーンクレーン ③ クローラクレーン

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>P.Ⅱ-11 第Ⅱ編 共通工 第4章 コンクリート工</p>	<p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第Ⅱ編 共通工 第4章 コンクリート工/ ①コンクリート工～③溶接金網設置工 による。</p> <p>[2] 運用基準 ① コンクリート工 1. 適用範囲 設計基準強度に対する呼び強度表 設計基準強度に対する生コンクリート使用の場合の呼び強度及び使用箇所は下表を標準とする。 ※なお、下記は設計基準であるが積算に必要なものとして掲載しているものである。</p> <table border="1" data-bbox="706 913 1617 1711"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計基準強度 (N/mm²)</th> <th rowspan="2">許容応力度 (N/mm²)</th> <th colspan="2">呼び強度</th> <th rowspan="2">粗骨材最大粒径 (mm)</th> <th rowspan="2">スラップ厚 (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 (%以下)</th> <th rowspan="2">単位セメント量 (kg/m³以上)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">セメントの種類</th> <th rowspan="2">使用箇所</th> </tr> <tr> <th>標準品</th> <th>特選品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○重力式、半重力式の橋脚・橋台・橋脚・橋壁 ○ブロック基礎の橋脚、橋台、基礎 ○基礎 ○防波壁の基礎（陸上、無筋構造） ○基礎、橋 ○橋脚・橋台、鉄筋コンクリート ○橋脚ブロック ○防波コンクリート ○消しコンクリート ○海岸防波壁及び防波ブロック ○その他無筋構造物 ○トンネル（NATM・インバート）</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○防波壁の基礎</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○防波壁</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>60</td> <td>270</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○トンネル（NATM・覆工CO）</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○トンネル、アーチカルバート等の地上施工部（陸上、鉄筋構造）</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>65</td> <td>350</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○橋脚打杭（リバーズ、ベント、アースドリル） ○非埋基礎の基礎</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>早強</td> <td>○井筒、断面基礎</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>230</td> <td>4.5±1.5</td> <td>普通</td> <td>○プレテンション型高層スラブ橋脚（JIS A5373-2010）の中層部 ○非合成樹脂管 ○RCのスタブ橋、ホロー管</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>30₃</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>300</td> <td>4.5±1.5</td> <td>早強</td> <td>○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010） ポストテンション部の各層部、橋脚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>普通</td> <td>○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010）の中層部</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>36₃</td> <td>36</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>300</td> <td>4.5±1.5</td> <td>早強</td> <td>○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）（注3）</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>40₃</td> <td>40</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>300</td> <td>4.5±1.5</td> <td>早強</td> <td>○ポストテンション部の主筋 ○ポストテンション型橋脚 ○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1) 橋脚基礎の呼び強度は1橋脚当たり10m以下の場合には本体（重力式、L型等）と同一の強度としてよい。 2) セメントの種類は、普通：普通ポルトランドセメント、高炉B：高炉セメントB種、早強：早強ポルトランドセメント。 3) ポストテンション場所打ボスアンチスラブ橋及び、ポストテンション場所打ボスアンチ橋は早強ポルトランドセメントを標準とする。</p>	設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)	呼び強度		粗骨材最大粒径 (mm)	スラップ厚 (cm)	水セメント比 (%以下)	単位セメント量 (kg/m ³ 以上)	空気量 (%)	セメントの種類	使用箇所	標準品	特選品	18	—	18	—	40	8	60	—	4.5±1.5	高炉B	○重力式、半重力式の橋脚・橋台・橋脚・橋壁 ○ブロック基礎の橋脚、橋台、基礎 ○基礎 ○防波壁の基礎（陸上、無筋構造） ○基礎、橋 ○橋脚・橋台、鉄筋コンクリート ○橋脚ブロック ○防波コンクリート ○消しコンクリート ○海岸防波壁及び防波ブロック ○その他無筋構造物 ○トンネル（NATM・インバート）	18	—	18	—	20	18	60	—	4.5±1.5	高炉B	○防波壁の基礎	18	—	18	—	40	5	60	—	4.5±1.5	高炉B	○防波壁	18	—	18	—	50	15	60	270	4.5±1.5	高炉B	○トンネル（NATM・覆工CO）	24	24 ₃	24	—	20	15	65	—	4.5±1.5	高炉B	○トンネル、アーチカルバート等の地上施工部（陸上、鉄筋構造）	24	24 ₃	24	—	20	8	65	—	4.5±1.5	高炉B	○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物	24	24 ₃	—	30	20	18	65	350	4.5±1.5	高炉B	○橋脚打杭（リバーズ、ベント、アースドリル） ○非埋基礎の基礎	24	24 ₃	24	—	20	8	65	—	4.5±1.5	早強	○井筒、断面基礎	24	24 ₃	24	—	20	8	65	230	4.5±1.5	普通	○プレテンション型高層スラブ橋脚（JIS A5373-2010）の中層部 ○非合成樹脂管 ○RCのスタブ橋、ホロー管	30	30 ₃	30	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010） ポストテンション部の各層部、橋脚										普通	○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010）の中層部	36	36 ₃	36	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）（注3）	40	40 ₃	40	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○ポストテンション部の主筋 ○ポストテンション型橋脚 ○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）	<p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第Ⅱ編 共通工 第4章 コンクリート工/ ①コンクリート工～③溶接金網設置工 による。</p> <p>[2] 運用基準 ① コンクリート工 1. 適用範囲 設計基準強度に対する呼び強度表 設計基準強度に対する生コンクリート使用の場合の呼び強度及び使用箇所は下表を標準とする。 ※なお、下記は設計基準であるが積算に必要なものとして掲載しているものである。</p> <table border="1" data-bbox="1795 913 2715 1711"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計基準強度 (N/mm²)</th> <th rowspan="2">許容応力度 (N/mm²)</th> <th colspan="2">呼び強度</th> <th rowspan="2">粗骨材最大粒径 (mm)</th> <th rowspan="2">スラップ厚 (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 (%以下)</th> <th rowspan="2">単位セメント量 (kg/m³以上)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">セメントの種類</th> <th rowspan="2">使用箇所</th> </tr> <tr> <th>標準品</th> <th>特選品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○重力式、半重力式の橋脚・橋台・橋脚・橋壁 ○ブロック基礎の橋脚、橋台、基礎 ○基礎 ○防波壁の基礎（陸上、無筋構造） ○基礎、橋 ○橋脚・橋台、鉄筋コンクリート ○橋脚ブロック ○防波コンクリート ○消しコンクリート ○海岸防波壁及び防波ブロック ○その他無筋構造物 ○トンネル（NATM・インバート）</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○防波壁の基礎</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>5</td> <td>60</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○防波壁</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>60</td> <td>270</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○トンネル（NATM・覆工CO）</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○トンネル、アーチカルバート等の地上施工部（陸上、鉄筋構造）</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>18</td> <td>65</td> <td>350</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> <td>○橋脚打杭（リバーズ、ベント、アースドリル） ○非埋基礎の基礎</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>早強</td> <td>○井筒、断面基礎</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>24₃</td> <td>24</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>230</td> <td>4.5±1.5</td> <td>普通</td> <td>○プレテンション型高層スラブ橋脚（JIS A5373-2010）の中層部 ○非合成樹脂管 ○RCのスタブ橋、ホロー管</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>30₃</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>300</td> <td>4.5±1.5</td> <td>早強</td> <td>○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010） ポストテンション部の各層部、橋脚</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>普通</td> <td>○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010）の中層部</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>36₃</td> <td>36</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>300</td> <td>4.5±1.5</td> <td>早強</td> <td>○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）（注3）</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>40₃</td> <td>40</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>300</td> <td>4.5±1.5</td> <td>早強</td> <td>○ポストテンション部の主筋 ○ポストテンション型橋脚 ○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1) 橋脚基礎の呼び強度は1橋脚当たり10m以下の場合には本体（重力式、L型等）と同一の強度としてよい。 2) セメントの種類は、普通：普通ポルトランドセメント、高炉B：高炉セメントB種、早強：早強ポルトランドセメント。 3) ポストテンション場所打ボスアンチスラブ橋及び、ポストテンション場所打ボスアンチ橋は早強ポルトランドセメントを標準とする。</p>	設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)	呼び強度		粗骨材最大粒径 (mm)	スラップ厚 (cm)	水セメント比 (%以下)	単位セメント量 (kg/m ³ 以上)	空気量 (%)	セメントの種類	使用箇所	標準品	特選品	18	—	18	—	40	8	60	—	4.5±1.5	高炉B	○重力式、半重力式の橋脚・橋台・橋脚・橋壁 ○ブロック基礎の橋脚、橋台、基礎 ○基礎 ○防波壁の基礎（陸上、無筋構造） ○基礎、橋 ○橋脚・橋台、鉄筋コンクリート ○橋脚ブロック ○防波コンクリート ○消しコンクリート ○海岸防波壁及び防波ブロック ○その他無筋構造物 ○トンネル（NATM・インバート）	18	—	18	—	20	18	60	—	4.5±1.5	高炉B	○防波壁の基礎	18	—	18	—	40	5	60	—	4.5±1.5	高炉B	○防波壁	18	—	18	—	50	15	60	270	4.5±1.5	高炉B	○トンネル（NATM・覆工CO）	24	24 ₃	24	—	20	15	65	—	4.5±1.5	高炉B	○トンネル、アーチカルバート等の地上施工部（陸上、鉄筋構造）	24	24 ₃	24	—	20	8	65	—	4.5±1.5	高炉B	○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物	24	24 ₃	24	—	20	12	65	—	4.5±1.5	高炉B	○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物	24	24 ₃	—	30	20	18	65	350	4.5±1.5	高炉B	○橋脚打杭（リバーズ、ベント、アースドリル） ○非埋基礎の基礎	24	24 ₃	24	—	20	8	65	—	4.5±1.5	早強	○井筒、断面基礎	24	24 ₃	24	—	20	8	65	230	4.5±1.5	普通	○プレテンション型高層スラブ橋脚（JIS A5373-2010）の中層部 ○非合成樹脂管 ○RCのスタブ橋、ホロー管	30	30 ₃	30	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010） ポストテンション部の各層部、橋脚										普通	○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010）の中層部	36	36 ₃	36	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）（注3）	40	40 ₃	40	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○ポストテンション部の主筋 ○ポストテンション型橋脚 ○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）
設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)			呼び強度									粗骨材最大粒径 (mm)	スラップ厚 (cm)	水セメント比 (%以下)	単位セメント量 (kg/m ³ 以上)	空気量 (%)	セメントの種類	使用箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		標準品	特選品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
18	—	18	—	40	8	60	—	4.5±1.5	高炉B	○重力式、半重力式の橋脚・橋台・橋脚・橋壁 ○ブロック基礎の橋脚、橋台、基礎 ○基礎 ○防波壁の基礎（陸上、無筋構造） ○基礎、橋 ○橋脚・橋台、鉄筋コンクリート ○橋脚ブロック ○防波コンクリート ○消しコンクリート ○海岸防波壁及び防波ブロック ○その他無筋構造物 ○トンネル（NATM・インバート）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	—	18	—	20	18	60	—	4.5±1.5	高炉B	○防波壁の基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	—	18	—	40	5	60	—	4.5±1.5	高炉B	○防波壁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	—	18	—	50	15	60	270	4.5±1.5	高炉B	○トンネル（NATM・覆工CO）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	15	65	—	4.5±1.5	高炉B	○トンネル、アーチカルバート等の地上施工部（陸上、鉄筋構造）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	8	65	—	4.5±1.5	高炉B	○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	—	30	20	18	65	350	4.5±1.5	高炉B	○橋脚打杭（リバーズ、ベント、アースドリル） ○非埋基礎の基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	8	65	—	4.5±1.5	早強	○井筒、断面基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	8	65	230	4.5±1.5	普通	○プレテンション型高層スラブ橋脚（JIS A5373-2010）の中層部 ○非合成樹脂管 ○RCのスタブ橋、ホロー管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
30	30 ₃	30	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010） ポストテンション部の各層部、橋脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
									普通	○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010）の中層部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
36	36 ₃	36	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）（注3）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
40	40 ₃	40	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○ポストテンション部の主筋 ○ポストテンション型橋脚 ○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)	呼び強度		粗骨材最大粒径 (mm)	スラップ厚 (cm)	水セメント比 (%以下)	単位セメント量 (kg/m ³ 以上)	空気量 (%)	セメントの種類	使用箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		標準品	特選品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
18	—	18	—	40	8	60	—	4.5±1.5	高炉B	○重力式、半重力式の橋脚・橋台・橋脚・橋壁 ○ブロック基礎の橋脚、橋台、基礎 ○基礎 ○防波壁の基礎（陸上、無筋構造） ○基礎、橋 ○橋脚・橋台、鉄筋コンクリート ○橋脚ブロック ○防波コンクリート ○消しコンクリート ○海岸防波壁及び防波ブロック ○その他無筋構造物 ○トンネル（NATM・インバート）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	—	18	—	20	18	60	—	4.5±1.5	高炉B	○防波壁の基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	—	18	—	40	5	60	—	4.5±1.5	高炉B	○防波壁																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
18	—	18	—	50	15	60	270	4.5±1.5	高炉B	○トンネル（NATM・覆工CO）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	15	65	—	4.5±1.5	高炉B	○トンネル、アーチカルバート等の地上施工部（陸上、鉄筋構造）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	8	65	—	4.5±1.5	高炉B	○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	12	65	—	4.5±1.5	高炉B	○橋脚、橋台（鉄筋構造物） ○基礎（鉄筋構造物） ○基礎、共同溝 ○基礎、橋脚 ○橋脚、橋台、サイホン ○橋脚、橋台、橋脚 ○その他の鉄筋構造物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	—	30	20	18	65	350	4.5±1.5	高炉B	○橋脚打杭（リバーズ、ベント、アースドリル） ○非埋基礎の基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	8	65	—	4.5±1.5	早強	○井筒、断面基礎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
24	24 ₃	24	—	20	8	65	230	4.5±1.5	普通	○プレテンション型高層スラブ橋脚（JIS A5373-2010）の中層部 ○非合成樹脂管 ○RCのスタブ橋、ホロー管																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
30	30 ₃	30	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010） ポストテンション部の各層部、橋脚																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
									普通	○プレテンション型橋脚（JIS A5373-2010）の中層部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
36	36 ₃	36	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）（注3）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
40	40 ₃	40	—	20	8	65	300	4.5±1.5	早強	○ポストテンション部の主筋 ○ポストテンション型橋脚 ○橋脚打ボスアンチ（固定支保工架設）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

※スラップ8cmを12cmに改定

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）
<p>P.VI-3 第VI編 複合及び市場単価等 第2章 市場単価</p>	<p>[1]適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第VI編 複合及び市場単価 第2章/ ①鉄筋工①～②①コンクリート表面処理工による。</p> <p>[2]運用基準 なし</p> <p>[3]独自基準 共通事項 1-2 市場単価が適用できない範囲 「離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」は、「明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」に読替える。</p> <p>②区画線工 以下を読み替える。</p> <p>②-1区画線工【溶剤型ペイント式(手動)】 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、区画線工に適用する。 1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路に設置する区画線のうち、車載式の施工が困難な場合に限り適用する。 1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 隠岐地区において施工する場合。 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 3) バイパス新設など未供用区間の区画線の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p>	<p>[1]適用基準 (平成30年3月31日まで適用) 土木工事標準積算基準書(共通編) 第VI編 複合及び市場単価 平成29年度 第2章/ 鉄筋工 ～ コンクリート表面処理工による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(平成30年4月1日以降適用) 土木工事標準積算基準書(共通編) 第VI編 複合及び市場単価 平成30年度 第2章/ 鉄筋工 ～ コンクリート表面処理工による。</p> </div> <p>[2]運用基準 なし</p> <p>[3]独自基準 共通事項 1-2 市場単価が適用できない範囲 「離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」は、「明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」に読替える。</p> <p>②区画線工 <u>(平成30年3月31日まで適用)</u> <u>以下を定める。</u></p> <p>②-1区画線工【溶剤型ペイント式(手動)】 1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、区画線工に適用する。 1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路に設置する区画線のうち、車載式の施工が困難な場合に限り適用する。 1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 隠岐地区において施工する場合。 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 3) バイパス新設など未供用区間の区画線の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）
<p>P.VI-13 第VI編 複合及び市場単価等 第3章 土木工事標準単価 [独自基準]</p>	<p>[3]独自基準</p> <p>建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」（年4回発行）及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」（年4回発行）に掲載されている土木工事標準単価については、使用できるものとする。使用にあたっては、適用範囲等を十分に確認すること。</p> <p>1-1 本土地区の単価決定について 設計単価については、県単価（「建設工事積算基準第15編（単価）」）を使用することとし、県単価の定めがない場合は、物価資料（「土木コスト情報」と「土木施工単価」）に掲載している価格の平均値とする。 ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価とする。 なお、単価の端数処理方法については、「第1編/第2章/①直接工事費/1材料費/（2）価格/2（ロ）①材料単価の端数処理方法について」に準じる。</p> <p>1-2 隠岐地区の単価決定について 設計単価については、県単価を使用することとし、県単価に「隠岐地区加算額」の設定がある場合は、「1-1 本土地区の単価決定について」に基づき決定した本土単価に、当該加算額を加算した単価とする。県単価の定めがない場合は、見積りにより単価決定する。</p> <p>1-3 豪雪地域補正について 豪雪地域補正については、適用しないこととする。</p> <p>1-4 掲載工種について 掲載工種は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 区画線工 ② 高視認性区画線工 ③ 排水構造物工 ④ 鋼製排水溝設置工 ⑤ 表面被覆工（コンクリート保護塗装） ⑥ 表面含浸工 ⑦ 連続繊維シート補強工 ⑧ 剥落防止工（アラミドメッシュ） ⑨ 漏水対策材設置工 ⑩ 防草シート設置工 ⑪ 紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂） ⑫ 塗膜除去工（塗膜剥離剤） ⑬ バキュームプラスト工 	<p>[3]独自基準</p> <p>建設物価調査会が発刊する「土木コスト情報」（年4回発行）及び経済調査会が発刊する「土木施工単価」（年4回発行）に掲載されている土木工事標準単価については、使用できるものとする。使用にあたっては、適用範囲等を十分に確認すること。</p> <p>1-1 本土地区の単価決定について 設計単価については、県単価（「建設工事積算基準第15編（単価）」）を使用することとし、県単価の定めがない場合は、物価資料（「土木コスト情報」と「土木施工単価」）に掲載している価格の平均値とする。 ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価とする。 なお、単価の端数処理方法については、「第1編/第2章/①直接工事費/1材料費/（2）価格/2（ロ）①材料単価の端数処理方法について」に準じる。</p> <p>1-2 隠岐地区の単価決定について 設計単価については、県単価を使用することとし、県単価に「隠岐地区加算額」の設定がある場合は、「1-1 本土地区の単価決定について」に基づき決定した本土単価に、当該加算額を加算した単価とする。県単価の定めがない場合は、見積りにより単価決定する。</p> <p>1-3 豪雪地域補正について 豪雪地域補正については、適用しないこととする。</p> <p>1-4 掲載工種について 掲載工種は次のとおり。 <u>（平成30年3月31日まで適用）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 区画線工 ② 高視認性区画線工 ③ 排水構造物工 ④ 鋼製排水溝設置工 ⑤ 表面被覆工（コンクリート保護塗装） ⑥ 表面含浸工 ⑦ 連続繊維シート補強工 ⑧ 剥落防止工（アラミドメッシュ） ⑨ 漏水対策材設置工 ⑩ 防草シート設置工 ⑪ 紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂） ⑫ 塗膜除去工（塗膜剥離剤） ⑬ バキュームプラスト工

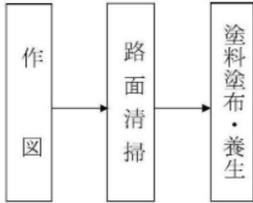
平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）
<p>P.VI-14 第VI編 複合及び市場単価等 第3章 土木工事標準単価 [独自基準]</p>	<p>⑭ 道路反射鏡設置工 ⑮ 仮設防護柵設置工（仮設ガードレール） ⑯ 機械式継手工 ⑰ 抵抗板付鋼製杭基礎工</p> <p><記載なし></p>	<p>⑭ 道路反射鏡設置工 ⑮ 仮設防護柵設置工（仮設ガードレール） ⑯ 機械式継手工 ⑰ 抵抗板付鋼製杭基礎工</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>（平成30年4月1日以降適用）</p> <p>① 区画線工 ② 高視認性区画線工 ③ 橋梁塗装工 ④ 構造物とりこわし工 ⑤ コンクリートブロック積工 ⑥ 排水構造物工 ⑦ 鋼製排水溝設置工 ⑧ 表面被覆工（コンクリート保護塗装） ⑨ 表面含浸工 ⑩ 連続繊維シート補強工 ⑪ 剥落防止工（アラミドメッシュ） ⑫ 漏水対策材設置工 ⑬ 防草シート設置工 ⑭ 紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂） ⑮ 塗膜除去工（塗膜剥離剤） ⑯ バキュームプラスト工 ⑰ 道路反射鏡設置工 ⑱ 仮設防護柵設置工（仮設ガードレール） ⑲ 機械式継手工 ⑳ 抵抗板付鋼製杭基礎工 ㉑ ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置 ㉒ FRP製格子状パネル設置工 ㉓ 浸食防止用植生マット工（養生マット工）</p> <p>1-5 その他事項 （平成30年3月31日まで適用） なし</p> <p>（平成30年4月1日以降適用） 以下を定める。</p> <p>①-1 区画線工【溶剤型ペイント式（手動）】</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>1-1 施工単価が適用出来る範囲 （1）道路に設置する区画線のうち、車載式の施工が困難な場合に限り適用する。</p> <p>1-2 施工単価が適用出来ない範囲 （1）特別調査等別途考慮するもの。 1）隠岐地区において施工する場合。 2）特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 3）バイパス新設など未供用区間の区画線の場合。 4）その他、規格・仕様等が適合しない場合。</p> </div>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）																																			
<p>P.VI-15 第VI編 複合及び市場単価等 第3章 土木工事標準単価 [独自基準]</p>	<p><記載なし></p>	<p>2. 施工単価の設定 2-1 施工単価の構成と範囲 この施工単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <div data-bbox="1804 569 2502 772"> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">施工単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>区画線設置 (溶剤型ペイント式(手動))</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  </div> <p>(注) 1. 単価には、使用材料のロス及び諸雑費(雑器具等)を含む。 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。</p> <p>2-2 施工単価の規格・仕様 区画線工の施工単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p>表2.1 区画線設置(溶剤型ペイント式(手動))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実線・ゼブラ</td> <td>加熱式15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>破 線</td> <td>加熱式15cm</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p>表2.2 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="3">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は、対象となる規格・使用の単価を率で加算する。</td> <td>S₁ S₂ S₃</td> </tr> <tr> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	施工単価			機	労	材	区画線設置 (溶剤型ペイント式(手動))	○	○	○	規格・仕様	単位	実線・ゼブラ	加熱式15cm	m	破 線	加熱式15cm	m	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は、対象となる規格・使用の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃	時間的制約を受ける場合	K ₁	補正係数	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量
工 種	施工単価																																				
	機	労	材																																		
区画線設置 (溶剤型ペイント式(手動))	○	○	○																																		
規格・仕様	単位																																				
		実線・ゼブラ	加熱式15cm	m																																	
破 線	加熱式15cm	m																																			
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																		
加算率	標準	S ₀	全体数量																																		
	1工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は、対象となる規格・使用の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂ S ₃																																			
	時間的制約を受ける場合	K ₁																																			
補正係数	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量																																		

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）																									
<p>P.VI-16 第VI編 複合及び市場単価等 第3章 土木工事標準単価 [独自基準]</p>	<p><記載なし></p>	<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">記号</th> <th style="width: 75%;">区画線設置 (溶剤型ペイント式(手動式))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加算率</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">施 工 規 模</td> <td>S₀</td> <td>(500m以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(100m以上500m未満) 30%</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>(50m以上100m未満) 100%</td> </tr> <tr> <td>S₃</td> <td>(50m未満) 150%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>夜 間 作 業</td> <td>K₂</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S₁)、(S₂) 又は (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 2. 区画線設置の施工規模は、溶融式、溶剤型ペイント式、水性型ペイント式それぞれ1工事の全体数量で判定する。 3. この歩掛は舗装の種類に関係なく適用出来る。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量 (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100)×(K₁×K₂)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 施工単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 区画線設置作業における供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。 (5) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線(平行四辺形)は適用出来ない。 (6) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>		区 分	記号	区画線設置 (溶剤型ペイント式(手動式))	加算率	施 工 規 模	S ₀	(500m以上) 0%	S ₁	(100m以上500m未満) 30%	S ₂	(50m以上100m未満) 100%	S ₃	(50m未満) 150%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.3	夜 間 作 業	K ₂	1.2	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事
	区 分	記号	区画線設置 (溶剤型ペイント式(手動式))																								
加算率	施 工 規 模	S ₀	(500m以上) 0%																								
		S ₁	(100m以上500m未満) 30%																								
		S ₂	(50m以上100m未満) 100%																								
		S ₃	(50m未満) 150%																								
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.3																								
	夜 間 作 業	K ₂	1.2																								
区 分	工 事 種 別																										
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事																										

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）
<p>P.VI-17 第VI編 複合及び市場単価等 第3章 土木工事標準単価 [独自基準]</p>	<p><記載なし></p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p>⑤コンクリートブロック積工</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 以下を追記する。</p> <p>(9) 随意契約により調整を行う追加工事の取り扱い、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(10) 厚みコンクリート1㎡当り設計数量は、0.22m³/㎡を標準とする。なおこれにより難い場合は別途考慮する。</p> </div>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）																																																																		
<p>P.13-32 第13編 農業農村整備 第4章 コンクリート工</p>	<p>[2] 運用基準 なし</p> <p>[3] 独自基準</p> <p>1. 生コンクリートの設計基準強度及びセメントの使用区分</p> <p>土地改良事業計画設計基準等によって設計されたコンクリート構造物で、設計基準強度 21N/mm²を使用する場合は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計基準強度 (N/mm²)</th> <th rowspan="2">許容応力度 (N/mm²)</th> <th colspan="2">呼び強度</th> <th rowspan="2">最大寸法 粗骨材 (mm)</th> <th rowspan="2">スランブ (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 (%以下)</th> <th rowspan="2">セメント量 単位 (kg 以上)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">セメント の種類</th> </tr> <tr> <th>標準品</th> <th>特注品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>$\frac{21}{3}$</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：粗骨材の最大寸法は、上表のほか、部材寸法や鉄筋のあきを考慮し選定すること。</p> <p>2. ① ダウエルバー取付</p> <p>3. 施工歩掛 表 3.1 ダウエルバー取付歩掛（10本当り） 異形棒鋼 以下のとおり読み替える。 D16 (SD295)、D19 (SD345)、D25 (SD345)</p>	設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)	呼び強度		最大寸法 粗骨材 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 (%以下)	セメント量 単位 (kg 以上)	空気量 (%)	セメント の種類	標準品	特注品	21	$\frac{21}{3}$	21	—	20	8	55	—	4.5±1.5	高炉B	<p>[2] 運用基準 なし</p> <p>[3] 独自基準</p> <p>1. 生コンクリートの設計基準強度及びセメントの使用区分</p> <p>土地改良事業計画設計基準等によって設計されたコンクリート構造物で、設計基準強度 21N/mm²を使用する場合は以下のとおりとする。</p> <p style="color: red;">(平成30年3月31日まで適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計基準強度 (N/mm²)</th> <th rowspan="2">許容応力度 (N/mm²)</th> <th colspan="2">呼び強度</th> <th rowspan="2">最大寸法 粗骨材 (mm)</th> <th rowspan="2">スランブ (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 (%以下)</th> <th rowspan="2">セメント量 単位 (kg 以上)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">セメント の種類</th> </tr> <tr> <th>標準品</th> <th>特注品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>$\frac{21}{3}$</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：粗骨材の最大寸法は、上表のほか、部材寸法や鉄筋のあきを考慮し選定すること。</p> <p style="color: red;">(平成30年4月1日以降適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設計基準強度 (N/mm²)</th> <th rowspan="2">許容応力度 (N/mm²)</th> <th colspan="2">呼び強度</th> <th rowspan="2">最大寸法 粗骨材 (mm)</th> <th rowspan="2">スランブ (cm)</th> <th rowspan="2">水セメント比 (%以下)</th> <th rowspan="2">セメント量 単位 (kg 以上)</th> <th rowspan="2">空気量 (%)</th> <th rowspan="2">セメント の種類</th> </tr> <tr> <th>標準品</th> <th>特注品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>$\frac{21}{3}$</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>20</td> <td style="border: 2px solid red;">12</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>4.5±1.5</td> <td>高炉B</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：粗骨材の最大寸法は、上表のほか、部材寸法や鉄筋のあきを考慮し選定すること。</p> <p>2. ① ダウエルバー取付</p> <p>3. 施工歩掛 表 3.1 ダウエルバー取付歩掛（10本当り） 異形棒鋼 以下のとおり読み替える。 D16 (SD295)、D19 (SD345)、D25 (SD345)</p>	設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)	呼び強度		最大寸法 粗骨材 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 (%以下)	セメント量 単位 (kg 以上)	空気量 (%)	セメント の種類	標準品	特注品	21	$\frac{21}{3}$	21	—	20	8	55	—	4.5±1.5	高炉B	設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)	呼び強度		最大寸法 粗骨材 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 (%以下)	セメント量 単位 (kg 以上)	空気量 (%)	セメント の種類	標準品	特注品	21	$\frac{21}{3}$	21	—	20	12	55	—	4.5±1.5	高炉B
設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)			呼び強度								最大寸法 粗骨材 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 (%以下)	セメント量 単位 (kg 以上)	空気量 (%)	セメント の種類																																																			
		標準品	特注品																																																																	
21	$\frac{21}{3}$	21	—	20	8	55	—	4.5±1.5	高炉B																																																											
設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)	呼び強度		最大寸法 粗骨材 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 (%以下)	セメント量 単位 (kg 以上)	空気量 (%)	セメント の種類																																																											
		標準品	特注品																																																																	
21	$\frac{21}{3}$	21	—	20	8	55	—	4.5±1.5	高炉B																																																											
設計基準強度 (N/mm ²)	許容応力度 (N/mm ²)	呼び強度		最大寸法 粗骨材 (mm)	スランブ (cm)	水セメント比 (%以下)	セメント量 単位 (kg 以上)	空気量 (%)	セメント の種類																																																											
		標準品	特注品																																																																	
21	$\frac{21}{3}$	21	—	20	12	55	—	4.5±1.5	高炉B																																																											

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年3月30日

ページ	改定前（平成30年3月31日まで適用）	改定後（平成30年4月1日以降適用）																																																																																																																																										
<p>P.14-28 第14編 森林整備 3-2-4 ヒノキ合板型枠</p>	<p>3-2-4 ヒノキ合板型枠</p> <p>1. 適用基準 県産ヒノキ材で製作されたコンクリート用型枠合板で、治山・林道事業におけるコンクリート施工に適用する。</p> <p>2. 施工歩掛 1) 県産ヒノキ合板型枠 表1 ヒノキ合板型枠 (100㎡当たり)</p> <table border="1" data-bbox="715 709 1492 871"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">一般型枠</th> <th rowspan="2">治山ダム型枠</th> </tr> <tr> <th>無筋・鉄筋</th> <th>小型構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世 話 役</td> <td>3.1</td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td>15.7</td> <td>13.5</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>10.0</td> <td>11.1</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>16.0</td> <td>7.6</td> <td>34.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 諸雑費は型枠材、型枠用金物、組立支持材、剥離剤及び電気ドリル、電動ノコギリ、電力、仮設材の持上（下）げ機械運転に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。 2. すりつけに使用する混合物は、型枠用合板1枚当たりの使用回数は、2.3回としている。</p> <p>2) ヒノキ合板型枠単価表</p> <table border="1" data-bbox="715 1024 1492 1186"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒノキ合板型枠損料</td> <td>㎡</td> <td>100</td> <td>県産ヒノキ材使用、t=12mm</td> </tr> <tr> <td>世 話 役</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	一般型枠		治山ダム型枠	無筋・鉄筋	小型構造物	世 話 役	3.1	3.5	2.9	型 枠 工	15.7	13.5	15.7	普通作業員	10.0	11.1	13.6	諸 雑 費 率	16.0	7.6	34.0	名 称	単 位	数 量	摘 要	ヒノキ合板型枠損料	㎡	100	県産ヒノキ材使用、t=12mm	世 話 役	人		表1	型 枠 工	人		表1	普通作業員	人		表1	諸 雑 費 率	%		表1	<p>3-2-4 ヒノキ合板型枠</p> <p>1. 適用基準 県産ヒノキ材で製作されたコンクリート用型枠合板で、治山・林道事業におけるコンクリート施工に適用する。</p> <p>(平成30年3月31日まで適用)</p> <p>2. 施工歩掛 1) 県産ヒノキ合板型枠 表1 ヒノキ合板型枠 (100㎡当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1789 730 2516 892"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">一般型枠</th> <th rowspan="2">治山ダム型枠</th> </tr> <tr> <th>無筋・鉄筋</th> <th>小型構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世 話 役</td> <td>3.1</td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td>15.7</td> <td>13.5</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>10.0</td> <td>11.1</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>16.0</td> <td>7.6</td> <td>34.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 諸雑費は型枠材、型枠用金物、組立支持材、剥離剤及び電気ドリル、電動ノコギリ、電力、仮設材の持上（下）げ機械運転に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。 2. すりつけに使用する混合物は、型枠用合板1枚当たりの使用回数は、2.3回としている。</p> <p>2) ヒノキ合板型枠単価表</p> <table border="1" data-bbox="1789 1035 2516 1213"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒノキ合板型枠損料</td> <td>㎡</td> <td>100</td> <td>県産ヒノキ材使用、t=12mm</td> </tr> <tr> <td>世 話 役</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成30年4月1日以降適用)</p> <p>2. 施工歩掛 1) 県産ヒノキ合板型枠 表1 ヒノキ合板型枠 (100㎡当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1819 1371 2493 1512"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th colspan="2">一般型枠</th> <th rowspan="2">治山ダム型枠</th> </tr> <tr> <th>無筋・鉄筋</th> <th>小型構造物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世 話 役</td> <td>3.1</td> <td>3.5</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td>15.7</td> <td>13.5</td> <td>15.7</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>10.0</td> <td>11.1</td> <td>13.6</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>23.0</td> <td>15.0</td> <td>40.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 諸雑費は型枠材、型枠用金物、組立支持材、剥離剤及び電気ドリル、電動ノコギリ、電力、仮設材の持上（下）げ機械運転に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。 2. すりつけに使用する混合物は、型枠用合板1枚当たりの使用回数は、2.3回としている。</p> <p>2) ヒノキ合板型枠単価表</p> <table border="1" data-bbox="1819 1654 2493 1816"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【加算額】ヒノキ合板型枠損料</td> <td>㎡</td> <td>100</td> <td>県産ヒノキ材使用、t=12mm</td> </tr> <tr> <td>世 話 役</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td></td> <td>表1</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	一般型枠		治山ダム型枠	無筋・鉄筋	小型構造物	世 話 役	3.1	3.5	2.9	型 枠 工	15.7	13.5	15.7	普通作業員	10.0	11.1	13.6	諸 雑 費 率	16.0	7.6	34.0	名 称	単 位	数 量	摘 要	ヒノキ合板型枠損料	㎡	100	県産ヒノキ材使用、t=12mm	世 話 役	人		表1	型 枠 工	人		表1	普通作業員	人		表1	諸 雑 費 率	%		表1	名 称	一般型枠		治山ダム型枠	無筋・鉄筋	小型構造物	世 話 役	3.1	3.5	2.9	型 枠 工	15.7	13.5	15.7	普通作業員	10.0	11.1	13.6	諸 雑 費 率	23.0	15.0	40.0	名 称	単 位	数 量	摘 要	【加算額】ヒノキ合板型枠損料	㎡	100	県産ヒノキ材使用、t=12mm	世 話 役	人		表1	型 枠 工	人		表1	普通作業員	人		表1	諸 雑 費 率	%		表1
名 称	一般型枠		治山ダム型枠																																																																																																																																									
	無筋・鉄筋	小型構造物																																																																																																																																										
世 話 役	3.1	3.5	2.9																																																																																																																																									
型 枠 工	15.7	13.5	15.7																																																																																																																																									
普通作業員	10.0	11.1	13.6																																																																																																																																									
諸 雑 費 率	16.0	7.6	34.0																																																																																																																																									
名 称	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																									
ヒノキ合板型枠損料	㎡	100	県産ヒノキ材使用、t=12mm																																																																																																																																									
世 話 役	人		表1																																																																																																																																									
型 枠 工	人		表1																																																																																																																																									
普通作業員	人		表1																																																																																																																																									
諸 雑 費 率	%		表1																																																																																																																																									
名 称	一般型枠		治山ダム型枠																																																																																																																																									
	無筋・鉄筋	小型構造物																																																																																																																																										
世 話 役	3.1	3.5	2.9																																																																																																																																									
型 枠 工	15.7	13.5	15.7																																																																																																																																									
普通作業員	10.0	11.1	13.6																																																																																																																																									
諸 雑 費 率	16.0	7.6	34.0																																																																																																																																									
名 称	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																									
ヒノキ合板型枠損料	㎡	100	県産ヒノキ材使用、t=12mm																																																																																																																																									
世 話 役	人		表1																																																																																																																																									
型 枠 工	人		表1																																																																																																																																									
普通作業員	人		表1																																																																																																																																									
諸 雑 費 率	%		表1																																																																																																																																									
名 称	一般型枠		治山ダム型枠																																																																																																																																									
	無筋・鉄筋	小型構造物																																																																																																																																										
世 話 役	3.1	3.5	2.9																																																																																																																																									
型 枠 工	15.7	13.5	15.7																																																																																																																																									
普通作業員	10.0	11.1	13.6																																																																																																																																									
諸 雑 費 率	23.0	15.0	40.0																																																																																																																																									
名 称	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																									
【加算額】ヒノキ合板型枠損料	㎡	100	県産ヒノキ材使用、t=12mm																																																																																																																																									
世 話 役	人		表1																																																																																																																																									
型 枠 工	人		表1																																																																																																																																									
普通作業員	人		表1																																																																																																																																									
諸 雑 費 率	%		表1																																																																																																																																									

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年4月26日

ページ	改定前（平成30年4月30日まで適用）	改定後（平成30年5月1日以降適用）																																										
<p>P.I-3-①-2 第I編 総則 第3章 一般管理費等及び… ①一般管理費等</p>	<p>2 付加利益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金（損金算入分を除く） (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等率の補正 (1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。 1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。 2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (2) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (3) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <div data-bbox="608 1092 1558 1407" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>工事原価</th> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <th>一般管理費等率</th> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (単位円) (注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <th>補正係数</th> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <tr> <th>保証の方法</th> <th>補正值(%)</th> </tr> <tr> <td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3：ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり。 ①島根県会計規則第69条の第2第6項の規定により契約保証金を納めさせないことができる工事請負契約である場合 ②前払金支出割合の相違による一般管理費等の補正まで行った後の請負対象額が500万円未満の場合 ③契約保証を必要とするケースと必要としないケースが混在する混合入札の場合、契約保証費は積算で</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	保証の方法	補正值(%)	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<div data-bbox="1810 777 2760 1512" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(平成30年4月30日まで適用)</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>工事原価</th> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <th>一般管理費等率</th> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (単位円) (注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(平成30年5月1日以降適用)</p> <p>(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <th>工事原価</th> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <th>一般管理費等率</th> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $G_p = -5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$ (%) ただし、G_p：一般管理費等率 (%) C_p：工事原価 (単位円) (注) 1. G_pの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> </div> <p style="color: red; font-weight: bold;">次頁へ移動</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																									
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																								
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																								
保証の方法	補正值(%)																																											
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04																																											
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																																											
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない																																											
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																																									
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																									
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																									

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年4月26日

ページ	誤	正
<p>P.I-15-④-1 第I編 総則 第15章 請負工事機械経費 積算要領 ④建設機械等賃料積算基準 4-3 建設機械賃料について 4.単価の適用</p>	<p>(平成30年4月1日以降適用) 4. 単価の適用 賃料については、長期割引単価（賃貸期間が1ヶ月以上となる場合の長期割引率を適用した単価）を一律適用する。 なお、以下に示す機械賃料について、契約期間内に受注者から通常単価（長期割引率を適用しない単価）の適用について請求があった場合に、受発注者間の協議において、建設機械が1ヶ月未満の短期利用となることが確認され、<u>勝つ積算額</u>と実際にかかる費用に乖離があることが認められる場合、通常単価により設計変更する。 ① <u>トラッククレーン</u> ② <u>ラフテレーンクレーン</u> ③ <u>クローラクレーン</u> ←削除 5. 夜間割増 自走式クレーンを夜間作業で使用する場合の夜間割増率は、30%とする。</p>	<p>(平成30年4月1日以降適用) 4. 単価の適用 賃料については、長期割引単価（賃貸期間が1ヶ月以上となる場合の長期割引率を適用した単価）を一律適用する。 なお、以下に示す機械賃料について、契約期間内に受注者から通常単価（長期割引率を適用しない単価）の適用について請求があった場合に、受発注者間の協議において、建設機械が1ヶ月未満の短期利用となることが確認され、<u>かつ積算額</u>と実際にかかる費用に乖離があることが認められる場合、通常単価により設計変更する。 ① <u>トラッククレーン</u> ② <u>ラフテレーンクレーン</u> 5. 夜間割増 自走式クレーンを夜間作業で使用する場合の夜間割増率は、30%とする。</p>

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年4月26日

ページ	改定前（平成30年4月30日まで適用）	改定後（平成30年5月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																						
P.13-11 第13編 農業農村整備 第1章 総則 ②工事費の積算 2)現場管理費 別表5 現場管理費率	<p>別表5 現場管理費率 (1) -a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>32.38%</td><td>82.5</td><td>-0.0627</td><td>22.50%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.26%</td><td>53.8</td><td>-0.0364</td><td>25.30%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>24.77%</td><td>30.7</td><td>-0.0144</td><td>22.78%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>33.30%</td><td>73.3</td><td>-0.0529</td><td>24.49%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>28.39%</td><td>56.3</td><td>-0.0459</td><td>21.75%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>31.71%</td><td>108.7</td><td>-0.0826</td><td>19.63%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>28.27%</td><td>79.1</td><td>-0.0690</td><td>18.93%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>33.45%</td><td>161.1</td><td>-0.1054</td><td>18.13%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>36.26%</td><td>181.0</td><td>-0.1078</td><td>19.39%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>31.16%</td><td>61.6</td><td>-0.0457</td><td>23.89%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>35.26%</td><td>100.6</td><td>-0.0703</td><td>23.44%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	32.38%	82.5	-0.0627	22.50%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	24.77%	30.7	-0.0144	22.78%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	28.39%	56.3	-0.0459	21.75%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他土木工事(1)	31.16%	61.6	-0.0457	23.89%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	<p>別表5 現場管理費率 (平成30年4月30日まで適用)</p> <p>(1) -a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>32.38%</td><td>82.5</td><td>-0.0627</td><td>22.50%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.26%</td><td>53.8</td><td>-0.0364</td><td>25.30%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>24.77%</td><td>30.7</td><td>-0.0144</td><td>22.78%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>33.30%</td><td>73.3</td><td>-0.0529</td><td>24.49%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>28.39%</td><td>56.3</td><td>-0.0459</td><td>21.75%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>31.71%</td><td>108.7</td><td>-0.0826</td><td>19.63%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>28.27%</td><td>79.1</td><td>-0.0690</td><td>18.93%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>33.45%</td><td>161.1</td><td>-0.1054</td><td>18.13%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>36.26%</td><td>181.0</td><td>-0.1078</td><td>19.39%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>31.16%</td><td>61.6</td><td>-0.0457</td><td>23.89%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>35.26%</td><td>100.6</td><td>-0.0703</td><td>23.44%</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成30年5月1日以降適用)</p> <p>(1) -a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>41.83%</td><td>231.4</td><td>-0.1147</td><td>21.48%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.26%</td><td>53.8</td><td>-0.0364</td><td>25.30%</td></tr> <tr><td>農道工事</td><td>34.04%</td><td>89.2</td><td>-0.0646</td><td>23.39%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>33.30%</td><td>73.3</td><td>-0.0529</td><td>24.49%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>44.29%</td><td>558.2</td><td>-0.1699</td><td>16.51%</td></tr> <tr><td>河川及び排水路工事</td><td>31.71%</td><td>108.7</td><td>-0.0826</td><td>19.63%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>28.27%</td><td>79.1</td><td>-0.0690</td><td>18.93%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>33.45%</td><td>161.1</td><td>-0.1054</td><td>18.13%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>36.26%</td><td>181.0</td><td>-0.1078</td><td>19.39%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.07%</td><td>207.0</td><td>-0.1118</td><td>20.41%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>35.26%</td><td>100.6</td><td>-0.0703</td><td>23.44%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	32.38%	82.5	-0.0627	22.50%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	24.77%	30.7	-0.0144	22.78%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	28.39%	56.3	-0.0459	21.75%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他土木工事(1)	31.16%	61.6	-0.0457	23.89%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%	農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%	農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%	水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%	水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%	河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%	管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%	畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%	コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%	その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%	その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%
	対象金額 適用区分 工種区分		300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																		
		下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																			
	a		b																																																																																																																																																																																																					
	ほ場整備工事	32.38%	82.5	-0.0627	22.50%																																																																																																																																																																																																			
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																				
農道工事	24.77%	30.7	-0.0144	22.78%																																																																																																																																																																																																				
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																				
水路工事	28.39%	56.3	-0.0459	21.75%																																																																																																																																																																																																				
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																				
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																				
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																				
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																				
その他土木工事(1)	31.16%	61.6	-0.0457	23.89%																																																																																																																																																																																																				
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																				
対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																				
a		b																																																																																																																																																																																																						
ほ場整備工事	32.38%	82.5	-0.0627	22.50%																																																																																																																																																																																																				
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																				
農道工事	24.77%	30.7	-0.0144	22.78%																																																																																																																																																																																																				
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																				
水路工事	28.39%	56.3	-0.0459	21.75%																																																																																																																																																																																																				
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																				
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																				
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																				
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																				
その他土木工事(1)	31.16%	61.6	-0.0457	23.89%																																																																																																																																																																																																				
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																				
対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																				
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																				
a		b																																																																																																																																																																																																						
ほ場整備工事	41.83%	231.4	-0.1147	21.48%																																																																																																																																																																																																				
農用地造成工事	31.26%	53.8	-0.0364	25.30%																																																																																																																																																																																																				
農道工事	34.04%	89.2	-0.0646	23.39%																																																																																																																																																																																																				
水路トンネル工事	33.30%	73.3	-0.0529	24.49%																																																																																																																																																																																																				
水路工事	44.29%	558.2	-0.1699	16.51%																																																																																																																																																																																																				
河川及び排水路工事	31.71%	108.7	-0.0826	19.63%																																																																																																																																																																																																				
管水路工事	28.27%	79.1	-0.0690	18.93%																																																																																																																																																																																																				
畑かん施設工事	33.45%	161.1	-0.1054	18.13%																																																																																																																																																																																																				
コンクリート補修工事	36.26%	181.0	-0.1078	19.39%																																																																																																																																																																																																				
その他土木工事(1)	39.07%	207.0	-0.1118	20.41%																																																																																																																																																																																																				
その他土木工事(2)	35.26%	100.6	-0.0703	23.44%																																																																																																																																																																																																				
	<p>(1) -b</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90%</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>41.29%</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>46.66%</td><td>276.1</td><td>-0.1128</td><td>26.66%</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.09%</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68%</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%	河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%	鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%	P C 橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%	公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%																																																																																																																																																																			
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																				
a		b																																																																																																																																																																																																						
海岸工事	26.90%	104.0	-0.0858	17.57%																																																																																																																																																																																																				
河川・道路構造物工事	41.29%	420.8	-0.1473	19.88%																																																																																																																																																																																																				
鋼橋架設工事	46.66%	276.1	-0.1128	26.66%																																																																																																																																																																																																				
P C 橋工事	30.09%	113.1	-0.0840	19.84%																																																																																																																																																																																																				
公園工事	41.68%	366.3	-0.1379	21.03%																																																																																																																																																																																																				
	<p>(1) -c</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>24.50%</td><td>133.8</td><td>-0.1077</td><td>13.33%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%																																																																																																																																																																																							
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																				
a		b																																																																																																																																																																																																						
干拓工事	24.50%	133.8	-0.1077	13.33%																																																																																																																																																																																																				
	<p>(1) -d</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トンネル工事</td><td>43.96%</td><td>203.6</td><td>-0.0951</td><td>26.56%</td></tr> </tbody> </table>	対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%																																																																																																																																																																																							
対象金額 適用区分 工種区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																			
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																																																																																				
a		b																																																																																																																																																																																																						
トンネル工事	43.96%	203.6	-0.0951	26.56%																																																																																																																																																																																																				

次頁へ移動

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年5月29日

ページ	誤	正																				
<p>P.11-2 第11-1編 港湾 第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等の算定</p>	<p><記載なし></p>	<p>3節 一般管理費等の算定</p> <p style="text-align: right;">表-④ 一般管理費等率</p> <p>(平成30年4月30日まで適用) なし</p> <p>(平成30年5月1日以降適用)</p> <table border="1" data-bbox="1795 688 2766 842"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>-5.48972</td> <td>59.4977</td> <td>7.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式 $G_p = a \times \text{LOG}(C_p) + b$ (少数3位四捨五入) ただし、G_p: 一般管理費等率 (%) C_p: 工事原価 (円)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		一般管理費等率	22.72%	-5.48972	59.4977	7.47%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの																		
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による		下記の率とする																		
		a	b																			
一般管理費等率	22.72%	-5.48972	59.4977	7.47%																		

平成29年度 建設工事積算基準 対照表

【通知日】平成30年5月29日

ページ	誤	正																
<p>P.11-6 第11-2編 漁港漁場整備 第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等の算定</p>	<p><記載なし></p>	<p>3節 一般管理費等の算定</p> <p style="text-align: right;">表-④ 一般管理費等率</p> <p>(平成30年4月30日まで適用) なし</p> <p>(平成30年5月1日以降適用)</p> <table border="1" data-bbox="1804 682 2775 835"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td>算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>a</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>-5.48972</td> <td>59.4977</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費等率の算定式 $G_p = a \times \text{LOG}(C_p) + b$ (少数3位四捨五入) ただし、G_p: 一般管理費等率 (%) C_p: 工事原価 (円)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による	下記の率とする			a	b	一般管理費等率	22.72%	-5.48972	59.4977
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの															
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。 ただし、定数値は下記による	下記の率とする															
		a	b															
一般管理費等率	22.72%	-5.48972	59.4977															